

衆議院 総務委員会 議 録 第二十一号

平成二十六年五月十五日(木曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 高木 陽介君

理事 石田 真敏君

理事 福井 照君

理事 山口 泰明君

理事 三宅 博君

理事 井上 貴博君

理事 石川 昭政君

理事 上杉 光弘君

理事 門山 宏哲君

理事 木内 均君

理事 佐々木 紀君

理事 助田 重義君

理事 中谷 真一君

理事 長坂 康正君

理事 松本 文明君

理事 八木 哲也君

理事 黄川田 徹君

理事 福田 昭夫君

理事 新原 秀人君

理事 百瀬 智之君

理事 佐藤 正夫君

政府参考人
(総務省自治行政局長) 門山 泰明君

政府参考人
(総務省自治行政局公務員部長) 三輪 和夫君

政府参考人
(総務省自治行政局長) 佐藤 文俊君

政府参考人
(総務省電気通信紛争処理委員会事務局局長) 武田 博之君

政府参考人
(法務省大臣官房審議官) 小野瀬 厚君

政府参考人
(財務省大臣官房審議官) 星野 次彦君

政府参考人
(国税庁課税部長) 岡田 則之君

政府参考人
(厚生労働省労働基準局労働補償部長) 安藤よし子君

政府参考人
(総務委員会専門員) 阿部 進君

委員の異動
五月十五日
補欠選任
小林 史明君 佐々木 紀君

補欠選任
田所 嘉徳君 石川 昭政君

補欠選任
橋本 岳君 中谷 真一君

補欠選任
湯川 一行君 助田 重義君

補欠選任
馬場 伸幸君 高橋 みほ君

補欠選任
渡辺 喜美君 佐藤 正夫君

同日
補欠選任
石川 昭政君 宮内 秀樹君

補欠選任
佐々木 紀君 小林 史明君

補欠選任
助田 重義君 八木 哲也君

補欠選任
中谷 真一君 橋本 岳君

補欠選任
高橋 みほ君 馬場 伸幸君

補欠選任
佐藤 正夫君 渡辺 喜美君

議 員
原口 一博君

議 員
奥野総一郎君

議 員
新藤 義孝君

議 員
上川 陽子君

議 員
伊藤 忠彦君

議 員
松本 文明君

同日
補欠選任
宮内 秀樹君 田所 嘉徳君

補欠選任
八木 哲也君 湯川 一行君

同日
理事橋本岳君同日理事辞任につき、その補欠として山口俊一君が理事に当選した。

同日
理事橋本岳君同日理事辞任につき、その補欠として山口俊一君が理事に当選した。

同日
理事橋本岳君同日理事辞任につき、その補欠として山口俊一君が理事に当選した。

同日
理事橋本岳君同日理事辞任につき、その補欠として山口俊一君が理事に当選した。

同日
理事橋本岳君同日理事辞任につき、その補欠として山口俊一君が理事に当選した。

同日
理事橋本岳君同日理事辞任につき、その補欠として山口俊一君が理事に当選した。

同日
理事橋本岳君同日理事辞任につき、その補欠として山口俊一君が理事に当選した。

同日
理事橋本岳君同日理事辞任につき、その補欠として山口俊一君が理事に当選した。

同日
理事橋本岳君同日理事辞任につき、その補欠として山口俊一君が理事に当選した。

同日
理事橋本岳君同日理事辞任につき、その補欠として山口俊一君が理事に当選した。

同日
理事橋本岳君同日理事辞任につき、その補欠として山口俊一君が理事に当選した。

同日
理事橋本岳君同日理事辞任につき、その補欠として山口俊一君が理事に当選した。

同日
理事橋本岳君同日理事辞任につき、その補欠として山口俊一君が理事に当選した。

同日
理事橋本岳君同日理事辞任につき、その補欠として山口俊一君が理事に当選した。

同日
理事橋本岳君同日理事辞任につき、その補欠として山口俊一君が理事に当選した。

同日
理事橋本岳君同日理事辞任につき、その補欠として山口俊一君が理事に当選した。

同日
理事橋本岳君同日理事辞任につき、その補欠として山口俊一君が理事に当選した。

同日
理事橋本岳君同日理事辞任につき、その補欠として山口俊一君が理事に当選した。

同日
理事橋本岳君同日理事辞任につき、その補欠として山口俊一君が理事に当選した。

同日
理事橋本岳君同日理事辞任につき、その補欠として山口俊一君が理事に当選した。

同日
理事橋本岳君同日理事辞任につき、その補欠として山口俊一君が理事に当選した。

同日
理事橋本岳君同日理事辞任につき、その補欠として山口俊一君が理事に当選した。

同日
理事橋本岳君同日理事辞任につき、その補欠として山口俊一君が理事に当選した。

同日
理事橋本岳君同日理事辞任につき、その補欠として山口俊一君が理事に当選した。

同日
理事橋本岳君同日理事辞任につき、その補欠として山口俊一君が理事に当選した。

同日
理事橋本岳君同日理事辞任につき、その補欠として山口俊一君が理事に当選した。

同日
理事橋本岳君同日理事辞任につき、その補欠として山口俊一君が理事に当選した。

同日
理事橋本岳君同日理事辞任につき、その補欠として山口俊一君が理事に当選した。

同日
理事橋本岳君同日理事辞任につき、その補欠として山口俊一君が理事に当選した。

同日
理事橋本岳君同日理事辞任につき、その補欠として山口俊一君が理事に当選した。

同日
理事橋本岳君同日理事辞任につき、その補欠として山口俊一君が理事に当選した。

同日
理事橋本岳君同日理事辞任につき、その補欠として山口俊一君が理事に当選した。

同日
理事橋本岳君同日理事辞任につき、その補欠として山口俊一君が理事に当選した。

同日
理事橋本岳君同日理事辞任につき、その補欠として山口俊一君が理事に当選した。

同日
理事橋本岳君同日理事辞任につき、その補欠として山口俊一君が理事に当選した。

同日
理事橋本岳君同日理事辞任につき、その補欠として山口俊一君が理事に当選した。

同日
理事橋本岳君同日理事辞任につき、その補欠として山口俊一君が理事に当選した。

同日
理事橋本岳君同日理事辞任につき、その補欠として山口俊一君が理事に当選した。

では、先例により、委員長において指名するに御異議ありませんか。

○高木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○高木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○高木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○高木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○高木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○高木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○高木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○高木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○高木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○高木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○高木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○高木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○高木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○高木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○高木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○高木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○高木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○高木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○高木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○高木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○高木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○高木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○高木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○高木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○高木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○高木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○高木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○高木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○高木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○高木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○高木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○高木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○高木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○高木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○高木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○高木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○高木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○高木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○高木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

が質問させていただきますことは、行政不服、こうしたことに関連してよく起こっている審査の要求が、税に関するもの、あるいは労災を含む労働の關係が多いということでございます。そうしたことに関連して、私が懸念をしていることを質問させていただきますと思います。

行政が決定をする、そのことに對して当事者が異議、不服あるいは問題点、どうも違うのではないかとということを行行政に對して訴える、そうしたことに對して、最終的には裁判というものがあのかもしれません。しかし、裁判にかかる時間、あるいはさまざまな、困難と申していいかどうか分かりませんが、課題がある。そういう中で、もちろん、そのことを審査するわけでありますが、その結果を受けた住民の人、関連者に最終的にやはり課題があるということもあるのかもしません。でも、そうでないときもあるんだと思います。そうしたことをスムーズに、より迅速に解決をしていく。そうしたことのためにこの行政不服というものがあると思いますし、そういう中で、今回、五十年ぶりでありましたでしょうか、改正をしていく。より、そうしたことで起こる課題というものをしっかりと克服をしていく、スムーズに克服をし、関係者を救済していくということだと思ふんです。

それで、質問をさせていただきたいと思ひます。まず、税の関連であります。国税通則法上の再調査の請求というこの名称についてであります。先般の参考人招致の際にも、参考人の方からもこんな意見があったわけでありますが、現行の国税通則法上の異議申し立てを再調査の請求とすることとなっているわけでありまふ。この再調査の請求という名称は、税務調査のやり直しという印象を納税者に与えかねないということ、審査請求との選択制とすることも踏まえて考えれば、納税者に誤解を与えないよう、例えば処分見直しの請求、こうした名前等へ改称することが必要だと、私もお話を聞きながら

考えました。それが難しければ、救済制度の位置づけを周知徹底する、これは救済制度なんだということを周知徹底するなどの運営による解決というものが不可欠だと思ひますが、いかがでありますでしょうか。

○星野政府参考人 お答え申し上げます。再調査の請求との文言について、税務調査との混同が起らないようにすべきという御指摘は、先生今おっしゃられたとおり、あるということ承知をしております。

行政不服審査法の見直しにおきましては、再調査の請求が、処分内容等を把握している処分庁において事実関係を改めて調査することにより簡易に処分を見直す手続であることから、その内容を適切にあらわすために、再調査の請求との名称とされたものと承知をしております。

国税通則法におきまして、行政不服審査法の見直しの内容に合わせまして、今般、現行の異議申し立てを再調査の請求という名称を用いているところでございます。

この再調査の請求は、不服申し立ての一類型として、行政不服審査法、国税通則法において明確に位置づけられているものでございまして、こうした再調査の請求の趣旨が適切に理解されるよう、先生からも御指摘がございましたとおり、関係省庁とよく連携いたしまして、周知広報等に努めてまいりたいと思ひております。

○近藤(昭)委員 いろいろとそういう検討の中で再調査ということをするのだからということでありまふが、ぜひ、今御答弁の中にもありました、救済制度の位置づけであるということをしつかりと周知徹底していただきたいというふうに思ひます。

続きまして、第三者機関が設置される、第三者機関における専門家、税の場合でありますと税理士の活用についてということでお伺いをしたいと思います。

地方税についての不服も随分多いというふうに聞いておりますが、地方税についての不服申し立

ては、裁決について第三者機関が点検するというものになっておるわけでありまふが、特に地方公共団体における不服申し立ては地方税に関するものが多し。今も申し上げました。このため、第三者機関の委員には、税の専門家としての地域の税理士の能力活用、こうしたことが重要であると思ひますが、いかがでありますでしょうか。

は御退席いただいても結構であります。ありがとうございます。それでは、続いて、先ほど、冒頭で申し上げました労働の問題について質問させていただきたいと思ひます。

○上村政府参考人 お答えいたします。

今回の改正法案につきましては、地方公共団体に置かれる第三者機関の組織運営は条例または規約で柔軟に定めることとしております。したがって、委員の人選につきましては、不服申し立ての件数、それから諮問が多く見込まれる分野、こういうものに應じて、任命権者において判断されることになりまふ。

また、平成二十五年に裁決をいたしました労働保険関係の再審査請求は五百九件となつておりまふが、このうち、原処分を取り消しとなつた件数が十一件、棄却されたものが四百七十一件、却下が二十七件となつております。

御指摘の地方公共団体に置かれる第三者機関への諮問件数でございますが、まさしく、地方税関係が約四割と非常に多い割合を占めると想定してございまふ。そうした観点からしますと、任命権者の判断で、御指摘のありました税理士等、税の専門家を委員に選任することとは十分に想定されることだと思ひてございまふ。

また、平成二十五年に裁決をいたしました労働保険関係の再審査請求の件数は六百八件となつております。

総務省といたしまして、このように、第三者機関の委員につきましては、条例等に基づきまして、柔軟に、各任命権者がそれぞれの諮問が見込まれる案件等にに応じて選任することが適当である。こうした趣旨につきましては、今後、法案が通りました後の話でございまふけれども、施行通知等によりまして、各団体にしっかりと周知してまいりたい、こういうふうにご考えております。

また、平成二十五年に裁決をいたしました労働保険関係の再審査請求は五百九件となつておりまふが、このうち、原処分を取り消しとなつた件数が十一件、棄却されたものが四百七十一件、却下が二十七件となつております。

○近藤(昭)委員 ありがとうございます。

今も言及いただいたように、地方税の關係が非常に多い、四割ということでありまふ。ぜひ、そうした現場のことをよく知つてゐる、そして専門家である税理士の皆さんとか、そうしたことを活用といひまふか、生かしていくということを進めていただきたいというふうに思ひます。

税の関連はこの二問でありますので、關係の方

○近藤(昭)委員 数値でありまして、そうした現

況をどういうふうに分、判断するかということはあるんだと思います。

ただ、今数値を聞いておるところ、私自身も聞かせていただいて、また、質問するに当たって関係者からもちょっと話を聞きましたが、こうした労災の被災者の支援あるいは労働安全衛生に取り組むNGO、また関係の労働組合は、こうした労災の不服の制度が機能していない、幾ら被災者側が立証しても認めてくれない、まるでギリシャ神話のシジフォスの岩のようだと言ったところもあるわけであります。

こんなことを言うのであれば、先ほど委員の報酬が九十三万一千円という御報告もありましたが、九十五万円という時代があったようであります。九十五万円の時代に、毎月九十五万円もらっている委員が九五%棄却している、こんなふうにも言われたということがあるそうであります。

大臣、いかがでありましょうか。今、件数がありました。取り上げられた件数、その中で裁決をされた、しかし原処分が取り消された割合というのは本当に低いわけでありますが、いかがでありましょう。

○新藤国務大臣 労災関係の不服申し立ての認容率が低いという御指摘でありますけれども、原処分が適切であればこれは見直す必要がない、したがって認容率が下がる、こういうこともございませう、一般論でありますけれども、したがって、認容率の多い少ないということ、それが一概に何か問題が出てくるかということには当たらない、このように思います。

労災認定に関して言いますと、審査請求と再審査請求を通じると約一四%なんです。平成二十三年度であります、再審査請求による認容率は三・九%、審査請求が一・二・三%です。ですから、トータルすると約一四%の認容率となります。不服申し立て全体の認容率は平均で一〇・六%ですから、これもあくまで結果の数字でしかありません。

いずれにしても、大切なことは、適切な、そして

て正しい判断が行われる、そのことが重要だ、このように思います。

○近藤(昭)委員 私も話の中で触れさせていたいただきましたように、それは、公正な判断が数字で判断されるものではないというふうには私も思わないわけではあります。ただ、やはりそこは、大臣が今御答弁をいただいたように、公正に、正しく判断をされるということが大事だというふうに思います。そして、そういう中で結果が、数字が出てくるんだと思います。

ただ、実は、私はちょっと危惧をしていることがあるわけであります。それは、もう半世紀以上前になるわけでありますが、この労働保険審査会ができるときに、当時、医師である社会党の岡本隆一衆議院議員が、一九五六年三月十三日の社会労働委員会、今の事態を予測しているのか、危惧を、懸念を表して質問をしているわけであります。

ちよつと簡単に読み上げさせていただきます。月額九万四千円の給料、そして三名分二百八十二万円の報酬が出ている、しかし事務の経費は十カ月でわずかに百十三万円だということで、こういう予算はどう考えても委員さんのための審査会であつて、審査のための委員会であるとは考えられません。ここまでは恐らく、傷病者が手を合わせ念じる、心のこもった申請書も、一片のざら半紙として情け容赦なく紙くずかごに捨てられていくことでありましょう。審査は一片の事務的処理にとしめられ、傷病に悩む労働者の福祉は踏みにじられ、当然受けるべき権利としての労災補償を失つて、窮乏にあえぐ犠牲者も出てくるのであります。

この後ちよつとまた言及することもあります、かなりこの岡本議員の予測が数値としては出てきている、正しかったのではないかと思わざるを得ないようなところもある。

その後、この事態は改善されたと考えておられますでしょうか。いかがでありましょう。

○安藤政府参考人 お答え申し上げます。

労働保険審査会は、労災保険給付等に係る再審査請求につきまして、慎重な審理を行い、審査の統一ある運用を確保するとともに、迅速な裁決を行うために設けられているものでございまして、委員は独立してその職権を行うということにされております。

労働保険審査会における裁決に当たりましては、再審査請求の内容に係る原処分や審査官への質問、また、公開審理における当事者からの意見聴取や、労働者及び事業主を代表する者、参考と申し上げておりますが、この意見の聴取、また、合議体における委員の皆さん、法曹経験者や労働法学者、医師などの委員を擁しておりますが、その間での議論といったことで、慎重かつ公正な審理を図っているところでございます。

このようにしまして、労働保険審査会におきましては、独立の立場から、高い識見を有する委員により、個々の事案に対して慎重かつ公正な判断がなされているものと承知しております。

○近藤(昭)委員 公正な判断がなされているというこの御答弁であります、幾つか確認をしたことがあります。

私は、実は民主党のアスベスト対策議連の会長というのも務めさせていただいております。石綿の労災再審査の事案を取り上げたいと思っております。

厚生労働省は、平成二十三年二月二十二日、「大阪アスベスト訴訟控訴審における和解についての国の考えについて」の中で、石綿労災認定基準を緩和して対象者を拡大したと説明しております。

具体的には、石綿による肺がんについて、従事期間十年以上から、一定の場合には、例えば肺の中に石綿小体が五千本以上というように多数あれば、作業十年未満でもよいこととした。

基準を緩和して対象を拡大するというのですから、当然、今まで認めてきたものに加えて、五千本以上の事案をもっと認めるということだろうというところであります。

ところが、その後、二〇〇七年に、厚生労働省

は、石綿作業十年以上でも石綿小体が五千本に満たないなら認めないという趣旨の基準を示して、今まで認めてきたような事案を切り捨ててしまつた。そのため、石綿関連肺がんの労災裁判が次々に起こされた。

裁判所は、このような〇七年基準は認められない、裁判所は認められないということで、次々に国の主張を退け、原告の主張を認めた。二〇一三年二月十二日、大阪高裁、港湾労働者の肺がん、二〇一三年六月二十七日、東京高裁、製鉄労働者の肺がん、二〇一四年一月二十一日、東京地裁、航空労働者の肺がん。上記の三事案は、いずれも原告の勝訴が確定しているわけであります。神戸地裁にかかっていた別の港湾労働者の肺がんに至つては、判決を待たずに、二〇一三年十一月十五日、労働基準監督署みずからこの不支給処分を取り消し、支給を決定した。国が負けることが目に見えているからだと言えないこともないと思ひます。

この四つの事案が不服で上がつていったとき、労働保険審査会がどのように裁決をしたのか、事実をお答えいただきたいと思ひます。

○安藤政府参考人 お答え申し上げます。議員御指摘の再審査請求事案四本につきましては、労働保険審査会において、いずれも棄却しているところでございます。

なお、監督署がみずから処分を取り消した事案につきましては、裁判の途上で、原処分時には明らかではなかった新たな事実が判明したという事情があつたため、監督署みずから処分を取り消したというものでございます。

○近藤(昭)委員 ありがとうございます。四件とも棄却をされているということであります。

さらに加えて、幾つもの裁判で負けたり、裁判を維持できなくなっているのに、同様の建設労働者の肺がんについて、平成二十五年十二月十一日にやはり棄却をしているわけであります。

この事案は、肺の中から、石綿小体一千本など国際基準であるヘルシンキ・クライテリアの職歴

補足ガイドラインを超える石綿小体、石綿繊維が検出をされている。労働保険審査会は、役所の通達に縛られず、丁寧に因果関係を検討すべきであると思います。これでは、役所に、行政の決定に追隨しているだけではないか、こういう懸念を持つわけであります。

さらに質問をしたいと思います。

石綿の事案はほかにもあります。三つ挙げたいと思います。

石綿肺の呼吸苦のため、被災労働者が自殺をしたという案件があります。この方は、闘病中にうつ病になったわけですが、岡山地裁の判決まで待たなければなりませんでした。

石綿救済法のうち、労災時効救済の部分があります。労災の遺族なら、妻などには遺族年金、子供などには遺族一時金が出ます。労災時効救済では、妻などには特別遺族年金、子供には特別遺族一時金が出ます。労災では、妻が請求しないまま亡くなっても子供の権利があるのに、労災時効救済では、労働基準監督署が、妻が請求しないまま亡くなると子供の権利がなくなるとして不支給にしています。この事件は、裁判になる前に厚生労働省が、監督署が不支給をみずから取り消し、支給するに至った、こういうこともあります。

建設労働者の肺がんで労災認定されたが、被災者は、労働者の長い期間と、独立自営になって労災特別加入の期間がわずかにあった。特別加入の額は日額五千円にすぎず、この基準をもとにした休業補償では生活ができない。労働者の期間で肺がんになったのだから、労働者の平均賃金にすべきだった。この方も、横浜地裁では認められています。

上記の三つの事案について、労働保険審査会はいかように裁決をしていたか、お知らせいただきたいと思います。

○安藤政府参考人 お答え申し上げます。

議員御指摘の三件の事案につきましては、労働保険審査会においては、それぞれ棄却されたものの

と承知しております。

○近藤(昭)委員 ありがとうございます。

いずれも棄却をされていたということなんです。が、実は私は、この総務委員会でも取り上げさせていただきました。四月の十五日であります。労災事故から実に二十七年ぶりに事故と中枢神経の損傷との因果関係が認められた事案であります。二十七年ぶりであります。

このような悲惨な事案について、労災病院である総合せき損センターの泌尿器科部長が、脳や脊髄といった中枢を損傷したために排尿障害、排便障害が起きたとの医学的意見を書いている。被災者側がその事実を指摘したのに、労働保険審査会が棄却してしまつて、東京高裁の判決まで被災者は生活保護であつた。こういうことが起きているわけであります。

また、同じ脳損傷の事案で、労働基準監督署の段階で、主治医の意見を尊重せずに、監督署が依頼した鑑定医の意見で因果関係が認められなかつた。さらに、審査請求の段階でも、同じ鑑定医に聞いて、やはり棄却をしているわけがあります。

事案の評価はともあれ、鑑定医が同じなら同じ結論になつてしまふ。これでは、審査請求の意味がない。審査請求の段階でちゃんと鑑定すること、また、監督署の段階とは別の医者に聞くといった丁寧な不服審査、つまり、同じ人に聞けば同じ回答が返ってくるわけでありますから、そうした丁寧な不服審査が必要ではないかと思ひますが、いかがでありますか。

○安藤政府参考人 お答え申し上げます。

冒頭申し上げましたように、審査会では、年間五百件から六百件程度の裁決を行っているところでございますが、いずれの事案につきましても、高い識見と専門性を有する委員の間で、丁寧に議論を重ね、慎重かつ公正な審理を進めていただいているものと考えております。

また、審査官は、審査請求事件の処理において、新たに医学的意見を求める必要があると判断した場合には、専門医の意見を求めるところ

でございます。

この場合、審査官が、監督署が意見を依頼した医師と同じ医師に対して、異なる視点から、また補充的に意見を求めるということもあるとは承知しておりますが、いずれにいたしましても、事案の内容に応じまして、当該医師とは異なる専門医からの意見を求めることも含めまして、審査請求事件の公正かつ適正な処理をするために、丁寧に対応に努めてまいりたいと考えております。

審査会におきましても、委員の判断によりまして、個々の事案の内容に応じて、専門医の意見を含め、慎重かつ公正な審理に必要な情報収集がなされるべきものであると考えております。

○近藤(昭)委員 ありがとうございます。

ぜひ、違った複数の関係者、医師、専門家から意見を聞いていただいて、丁寧に、そして公正な運営をしていただきたいと思います。

さて、今回の法改正は五十年ぶりの大改正で、公正性の向上、点検の強化がうたわれております。きょう私が例として出した労働保険審査会に係る労災案件などは、審査会による再審査請求は棄却されても、裁判では勝訴するというような案件であります。

これは一例であります。大臣、冒頭にもお話をいただきましたが、行政不服審査制度全体として、不服審査のあり方としての公正性が今回の法改正で最も問われるべきだと思いますが、改めて大臣、お考えを聞かせていただきたいと思います。

○新藤国務大臣 この行政不服審査制度は、行政の自己反省機能として、簡易迅速に国民の権利利益の救済を図る制度である。一方で、訴訟は、両当事者による徹底的な証拠の吟味など、慎重な手続を通じて争訟の解決を図るという制度であります。

したがって、この両者の結論がある程度異なるということ、これが実態としてあるわけでありまして、それをもつて、この不服審査制度が機能していないとは言ひ切れるわけではないと思ひま

す。

しかし、同じ案件で、同じ事案で両者の結論が分かれるということは望ましいとは思ひ思つておりません。今回の行審法の改正によりまして、手続保障の水準の向上、それから不服申し立て前置の見直しが見られるなど、不服審査と裁判の双方の特徴がより生かされるようになることで、本来の権利利益の救済に一層充実を図られるのではないかと、このように期待したいと思ひます。

○近藤(昭)委員 ぜひ、関係者、当事者の利益が図られるように、しっかりと進めていただきたいと思います。

さて、ちよつと時間が限られてまいりましたが、野党提出、民主党提出の議員立法について伺いをしたいと思います。

政府案の審理員制度では、身内が身内を裁くことになるところがある。甘くなりがちになるといふ危惧を覚える。議員立法ではそういうことは起きないのか。

個別の法案についての対応は今後の課題だと思いますが、私がきょう取り上げた労災関連事案などが、裁判では勝つて、再審査請求では棄却されるということが起こらないような制度を検討すべきと思ひますが、いかがでありますか。

○原口議員 お答えいたします。

近藤委員におかれましては、総務委員長もお務めになり、人間の尊厳のために働いておられること、まず敬意を申し上げます。

今御議論がございましたように、これほど重大な権利やあるいは命の問題が、裁判によらなければ救済できない、このこと自体が問題であるというふうにご考慮しております。

今おっしゃったように、この法案の参考人質疑でもございました、同じ穴のムジナ論、つまり、身内が身内を裁くということが、それが今まで何を起こしてきたのか。

大臣のもとで決裁をされたものが、今回、処分にかかわった者は審理員から除く、これも大きな改正でございますが、我が方の改正案では、より

中立性、公正性を担保するために、審理官というもの内閣府に置いて、そして、今お話しのような、不服審査における公正性、中立性というものをさらに担保できるようにというふうに考えておるわけでございます。

また、政府案が仮に成立した場合においても、外部登用を含め、公正性、中立性に最大限配慮した審理員の人選が行われることを期待しているところでもございます。

以上、お答えいたします。

○近藤(昭)委員 どうもありがとうございます。

以上で質問を終わります。

○高木委員長 次に、福田昭夫君。

○福田(昭)委員 民主党の福田昭夫でございます。

五月八日に続いて、行審法と関連二法案について質問をさせていただきますので、特に、衆法提出者におかれましては、閣法との違いを簡潔に、わかりやすく教えていただきたいと思います。

まず、行政不服審査法案の閣法と衆法の違いについてであります。

第一に、審理体制の違いについてであります。

一つ目は、審理員と審理官の違いについて、具体的に教えていただければと思います。

○原口議員 お答えいたします。

福田委員、公共サービス基本法も御一緒にさせていただきましたが、やはり公共サービスの質をしっかりと確保する、その意味でも、今回、行政の不断の自己反省機能、それを強化するというところで、政府案、私たちの野党議員立法があるわけでございますが、その中で、お尋ねの、政府案では、審査庁の職員の中から指名する審理員が審理手続を担当することとなっておりますが、審理員は、いわば行政の内部の者であることから、公正性、中立性の点で、この委員会でも議論があったところでございます。

そこで、我々の案では、外部登用を基本に、内閣府が一括採用する審理官が審理手続を担当する

こととしておりまして、審理官は審査庁から独立した存在であり、いわば外部の者であることから、審理手続の公正性、中立性をより一層確保できるのではないかと。

御一緒に、年金業務監視委員会、これは不服審査とはまた別のものですけれども、この四月で一応閉じました。しかし、政府におかれましても、被災地の死亡一時金の問題を調査していただきまして、この一カ月で約二十五名の年金一時金の申請があった。しかし、このことも、外部性、公正性、中立性の委員会がなければ、果たして解明できたかどうかというふうにご考えておられまして、我が方の議案についての御理解をいただければというふうに思っております。

○福田(昭)委員 ありがとうございます。

そうしますと、審理官を創設することによって、いわゆる同じ穴のムジナではない外部の人間を登用することによって、審理の独立性、専門性が一層高まる、このようにお考えですか。

○原口議員 そのとおりでございます。

○福田(昭)委員 ありがとうございます。

それでは、二つ目でありまして、二つ目は、審理官の設置場所等についてであります。

独立性、専門性の高い審理官は、どこに創設をして、どのくらいの人数で対応しようとしているのか、教えてください。

○奥野(総)議員 ただいま原口委員の方からも御答弁がございましたけれども、外部ということとで、内閣府の方で一括採用して、外部の人間を採用して審理官を置くということでございます。

人数については、これは精査をしなければならぬんですが、基本的に、政府の審理員の定員を全部振りかえて内閣府に持ってくるということでありまして、政府全体として見れば、仕事の量、定員の量は変わらないということでございます。

○福田(昭)委員 ありがとうございます。

一昨日の参考人質疑で、小早川参考人は、黄川田委員の質問に対してこう答えております。

「私は、結論から申しますと、こういう形で、」

特に政府案ですね、政府案で「とにかくやってみてはどうかと思っております。」

それは、繰り返しになりますけれども、行政そのものの意識改革ということが重要だと思えますので、外からチェックされるというのだけだと、これは裁判所のチェックというのは現にあるわけでありまして。中の意識改革をどうやっていくかということが一つであり、それからまた、行政上の不服申し立ての処理に関しては、やはりそれぞれの法制度の考え方を的確に踏まえて処理をしていかなければならないということと、やはり今どきの大変複雑な行政ですと、そこに専門性の問題というのがどうしてもございます。

そういう意味で、専門性と客観性、そして行政の自己反省機能の担い手というような要素を考えますと、審理員というのは、もちろん外部から適格性のある方をどんどん入れていくというのは望ましいことだと思いますが、原則それでいけというのはいや時期尚早ではないか。そしてまた、内部で公正な判断のできる行政官、行政職員をこれから育てていくべきではないかということも考えておられまして、その意味で、この法案の審理員の仕組みということはどうか。

もちろん、下手をすれば、これは行政側の立場で物を見るということになってしまいますが、そこはもちろん監視が必要であります。

今回の仕組みの中であれば、審理員が、意見を書をききつつ作成して提出する、それが裁決の際の基本になるという仕組みはできておりますので、その辺の審理員の審理を透明なものにし、また、ひよっとして審理員の意見と違う裁決をするというのであれば、なぜそうするのかというのを裁決の理由としてはしっかり書く。

その辺で、外から見ても、審理員による本心に公正な審理が行われ、それが裁決に反映されたのかどうかということもききつつウオッチしていくということが仕組みとしても大事ですし、運

用上、あるいは関係者の意識としても大事だろうと思っております。

こう答えておりますが、どう思われますか。

○原口議員 私も、小早川参考人の意見は大変大事な御意見だと考えております。行政のみずからの自己チェック機能あるいは自己反省機能、しかしそれが、五十年ぶりの改正の中で、これは小早川先生もおっしゃっていますが、下手をするところというところに私たちは着目をしたわけであります。

実際に処分にかかわった職員が審理にかかわるということは、今までもあったとは思いません。むしろ、私も、政権を経験させていただきましたが、例えば、同じ総務省であれば、総務省の中の郵政部門がやったことについて、では、行管部門がまた、同じ大臣の決裁のもとでやったことを、別のことが本当に言えるのだろうか。私は、そのことについてもやはり少し慎重に考えるべきではないかということを考えています。

しかし、今回の政府案では、後で御質問いただくと思いますが、第三者機関というか、行政不服審査会というところでそれを担保しようという工夫は見えると思うんですが、別の参考人でありまして、青木参考人がおっしゃいました、重裝備か軽裝備か、こどもやはり一つの大きな論点だと思っております。外部の専門家をできるだけ入れて、そして中立性、公正性を担保していく、そしてお手盛りにならない、ここにもう少し私たちの案は強調する点があるということも申し添えておきたいと思っております。

○福田(昭)委員 ありがとうございます。

三つ目は、第三者機関の必要性についてであります。

衆法の、内閣府に審理官制度を外部の人材を登用して創設するということになりまして、いわゆる第三者機関は必要なくなると思いますが、それでも、それで不都合はなくなりますか。むしろ効果は高まるとお考えですか。

○原口議員 御指摘のとおりでございます。

やはり、この文化も変えなきゃいけないと思うんですが、省あつて政府なし、各省庁ごとにやはり大変大きな結束意識が強いんです。政府案では、行政不服審査会を設ける趣旨は、先ほど若干答弁をいたしましたけれども、客観性、公正性を高める点にございます。我々の案では、客観性、公正性を審理官制度によって担保していこう、それによって、第三者機関である行政不服審査会は屋上屋になる可能性があつて、設ける必要はないと考えているところでございます。

○福田(昭)委員 審理官が審理員と第三者機関を兼ねることによって、第三者機関を設置せず、そういう意味では、行政改革にも資する、こういう観点からの提案ということになりますね。

次に、四つ目でありまされども、公正性の向上についてであります。

五月八日の総務委員会で、私の質問に対して新藤大臣は、

まず、行政による自己反省機能として、みずからの専門性を生かして、処分の適法性だけではなくて裁量の妥当性についても迅速に審理を行う、ここに意義があるというふうにございます。わけでありまされども、それがまず、不服申し立てに対する最終的な責任者である大臣の責任のもとで、専門性を有した者、公務員が審理を行う、こういったことを適切だと考えているわけでありまされども。

あわせて、それに加えて、先ほど申しました、第三者機関を置いて公正性をチェックするというところであります。

もしそれが、大臣からも独立したような、審理官と呼ばれるような、そういうたものではない、責任の所在がなかなか曖昧になる可能性がございます。また、専門性において、審理官という組織が、行政の外に出すのだとするならば、それは、独立した存在として全庁を見ることがあるとすれば、全庁をカバーするような専門性をそこでその審理官が全て持てるの

か。こういう疑念が生じるわけでありまして、我々としては、大臣のもとの審理員とそして行政不服の第三者機関、これをあわせることによって客観性や公正性を担保したい、このように考えたわけでありまされども。

こう答弁をされましたが、この答弁で間違いございませぬか。総務大臣にお伺いいたします。

○新藤国務大臣 今読み上げていただいた、この議事の中のことでございます。

○福田(昭)委員 ありがとうございます。

それでは提出者にお伺いをいたしますが、今の総務大臣の答弁をお聞きしてどう思われるか、お答えをいただければと思ひます。

○奥野(総)議員 御懸念もいろいろあるかと思ひますが、まずは、この不服申し立ての裁決の最終責任者は誰かという、それは各省の大臣でございまして、審理官の書いた意見書、それを受けて各省大臣が最終的に判断するという仕組みでございまして、その責任関係が曖昧になるということとは、一つ、ございませぬ。

それから、果たして全体を見るような組織がございませぬかということもございませぬけれども、先ほど、小早川先生の話の中にもありましたが、専門性のある人材が本当にそこまできているのかという御懸念とも重なるかと思ひますが、例えば国税不服審判員、これは外部から公募をしております、大学教授とか税理士の皆さんとか、半分ぐらいは外部からの人間で対応しておられるというふうには理解をしておりますが、同じように、外部からの人間、学者の先生でありますとかあるいは行政書士の先生、弁護士、税理士の先生、そういうさまざまな人材を募ることが一つございませぬ。

そしてもう一つ、行政の側からも、例えば、これは私の私見でありますけれども、退官されたOBの方とか、そういった方も御活躍いただいたらいんじゃないか。ただし、自分の母体の省庁は見ないとか、そういうルールをつくって行うことで、人材はしっかりと確保できるというふう

に思ひます。

むしろ我々の方が、専門性として独立性、中立性の高い仕組みだというふうにございます。

○福田(昭)委員 政府案にしても衆法にしても、いずれにしても公正性をいかにして向上させるかというのがポイントだと思ひますが、このところは今後さらに検討が必要なのかなというふうにございます。

それでは、第二に、その他の違いについて教えていただきたいと思います。

法定受託事務に係る処分及びその不作為の対応については、閣法にはない第四第二項を追加したのとはなせぬか。また、審査庁が審査請求を却下する場合の対応について、閣法にはない第四十四第二項あるいは第四十八第二項を追加したのとはなせぬか。その理由を教えてください。

○原口議員 私の方から、前段の法定受託事務に係る処分及びその不作為の対応について規定を設けた理由について御答弁をさせていただきます。

福田委員が、この委員会でも何回も地方自治体の問題について問題提起をされておりましたけれども、我々の案では、法定受託事務に係る処分及びその不作為等については、審査請求人が、処分を行った市町村または都道府県の体制等を踏まえて、都道府県または国に対して審査請求をすることが選択できる、この選択を明確化しておるわけでありまされども。これにより、政府案に比べますと、審査請求人の権利救済の機会が、これは選択というところでございませぬが、一層担保され、また使いやすさも向上するのではないかと。

やはり、福田委員が取り上げられた事案についても、その中で完結してしまつて、では、泣き寝入りやせざるを得ないのか、裁判に行くまで不正とか不当なことを正すことができないのか、それであつてはならないという問題意識を私たちも共有しているところでございませぬ。

あとは、奥野議員にかわります。

でございます。大変失礼いたしました。

我が方の案では、審査請求を却下する場合において、当該審査請求に係る処分に係る事務の処理について、その是正または改善のための措置を講ずることが必要であると思料するときは、審査庁が、処分庁等その他の関係行政機関に対してその旨の意見を述べるができることというふうにしてございませぬ。

これによって、審査請求人の適格がない、例えば、一年たつてしまつて出せなかつたとか、請求期間、我々の案でいえば六カ月ですが、六カ月を過ぎてしまつたという場合でも、その請求に理があるという場合には、こうした措置をつくることで、権利利益の救済や行政の適正な運営、自己反省機能の部分でありますけれども、制度の改善のための措置がこれによってより一層講じられるんじゃないかというふうにございます。

○福田(昭)委員 ありがとうございます。

より細かく国民の権利利益を救済できるように、そんな形での条文として取り上げたということですね。

特に、先ほど原口提案者からお話がありました件については、法定受託事務は、この条項ができることによって、地方自治体に対する不服申し立てを国の方に出すこともできるかと思ひますけれども、しかし、地方自治体の事務については、残念ながら、地方自治体そのものが不正行為を行つていた場合には、なかなか出さすものがない、それを解決する法的手段がない、こういう大きな問題が実はあるかと思ひます。これは、後ほどまた触れたいと思ひます。

次に、三つ目でありまされども、三つ目は、審査請求期間を六カ月に延長することについて、その理由について教えていただきたいと思います。

○原口議員 これは、参考人が全て、出訴期間は今より長ければ長い方がいいという御議論でございませぬけれども、我々の案では、国民の権利利益の救済機会を実質的に拡大するために、審査請

求期間を行政事件訴訟法上の出訴期間と同じ六カ月にしています。

これは、より権利救済、行政が複雑化し、あるいは手続についても複雑化する、社会も複雑化する中で、やはり一定の期間を設けて、そして出訴の期間の権利を保障する方がより望ましいのではないかと考えています。

政府案は、大臣の御答弁を伺っておりますと、地方自治体も、その気持ちもわからないわけではありません、不服審査に係る期間を決めて、行政の安定性とか、あるいは処分書の確定期間というのをリジッドにするという思いが行政の方からいえば強くなると思いますが、私たちの案では、より権利救済のところに目配りをしたということだと思います。

○福田(昭)委員 ありがとうございます。

確かに、五月十三日の参考人質疑では、参考人の方々からは、国民の側からすれば、三カ月以内に一月延長されたものは一歩前進、長ければ長いほどよいという考えというふうに言われたと思いますので、そういった意味では、まさに国民の権利利益を救済するという観点からは、確かに六カ月に延長した方がよりベターなのかなというふうに私も思います。

四つ目ではありますが、四つ目は、国税不服審判所等における、審理中に作成された文書の取り扱いについてであります。

これもまた、閣法にない附則第四条を追加したのはなぜなのか、その理由を教えてくださいたいと思います。

○奥野(総)議員 先日の参考人質疑の中でも、税理士の先生の方から、これまで手書きで何カ月もかかって書いていたものがこれから謄写できるということで、政府案に対しては評価がございました。

これは、我々政権のときにこの謄写については提言をさせていただいたものでありますけれども、これを今回取り入れていただいているということで、政府案はかなり進んでいるというふう

理解をさせていただいておりますけれども、一点、今回、例えば口頭陳述というのがありますが、口頭で意見を述べた、陳述の内容が記載された文書については閲覧等の対象とされていまして、対象とされているのは、処分庁が提出した書類その他の物件の閲覧、写し等についてということで、法律で規定されている部分だけでありまして、口頭陳述のメモ書きとか議事録のようなものは今回対象となっていないわけでございます。

この点については、個人情報保護等の関係もございまして、関係の方から意見を聞くなどの検討を行った上で、その結果に基づいて必要な措置を講ずることが妥当だということで、このような規定を設けさせていただいているところでございます。

○福田(昭)委員 ありがとうございます。

確かに、これは重要なポイントだと思います。特に、行政不服審査法が適用される法律が少ない中で、四％と九六％という話がございますけれども、適用されない九六％の法律に定められている、こうした国税不服審判所等に対して情報開示をしつかり求めるということは大変大切なことだと私も思いますので、ぜひ、こうした条文が政府案にも入ることを望みたいというふうに思います。

それでは、五つ目は、使いやすさの向上についてであります。

こうしたさまざまな、非常に丁寧な改正案を提出されて、これで政府案に対して使いやすさが向上するのではないかとというふうに思っておりますが、衆法提出者は、その点、どのようにお考えですか。

○奥野(総)議員 五十年ぶりの大改正ということでありまして、政府案も非常に、公正中立性、簡易迅速性に配慮してすばらしいものだと思いますけれども、これまで答弁させていただいたとおり、我々の方も、やや政府案よりも、公正中立、簡易迅速性において使いやすくなったところではないかというふうに思うところでござい

ます。いずれにいたしましても、簡易迅速、公正中立性を確保するために、この行政不服審査制度については不断の見直しが必要だと思いますので、政府におかれましては、ぜひ我々の案も検討していただいて、取り入れていただければというふうに思います。

以上であります。

○福田(昭)委員 今まで、公正性の向上、また使いやすさの向上について、閣法と衆法の違いなどについて話を伺ってまいりましたけれども、今までの議論を通して、総務大臣として何か考えるところがあれば、ぜひお話をいただければと思います。

○上川副大臣 今回の行政不服審査制度、五十年ぶりの改正ということでございます。先ほどのお話、小早川先生のお話の御引用がありましたけれども、やはり行政の意識改革、風土を変えていくということに大きな点があるというふうに思っております。

行政の自己反省機能を生かして、簡易迅速に国民の権利利益の救済を図るということでのさまざまな工夫ということでございますけれども、議案の方の提出もございましたが、政府案のことにつきましても、簡易迅速あるいは透明性の向上につきましましてはさまざまな工夫をしているというところについては、評価もしていただいているというふうに承っております。

その意味で、今回の制度そのものを実際に運用していくという段階の中でしっかりとてまいりたいというふうに思っております。

○福田(昭)委員 ありがとうございます。

政府案もかなりよくできているとは思っておりますけれども、しかし、もう一段の改正の必要があるんじゃないかということで衆法が出たわけでありまして、そうしたことに對して今までお話を伺ってまいりました。

次に、是正のための処分等についてお伺いをいたしたいと思います。

まず第一に、住民自治基本条例に定める住民投票実施義務違反についてであります。

A市で起こったことでありますけれども、A市で住民から地方自治法第七十四条に基づく住民投票条例の制定を求める請求がありました。市長の意見に沿って、市議会は、住民投票条例の制定を否決いたしました。

しかしながら、A市の住民自治基本条例を見ますと、その中には、特に重要な事項について直接に住民の意思を確認する必要があると認めるときは、事案ごとに、別の条例で定めるところにより住民投票を実施し、その結果を尊重しなければならないと規定をいたしております。これが明らかに条例違反だとしたら、行政手続法第三十六条の三に基づき、是正のための処分を求めることができるのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○上村政府参考人 お答えいたします。

御指摘の、今回御提案をしております処分等の求めは、行政庁等が法令違反の是正のための処分または行政指導を行うことを求めるものでございまして、処分とは、国民の具体的な権利義務に變動を及ぼすものであります。また、行政指導といえますのは、自主的な協力を要請する、そういう意味では柔軟な働きかけをいうものでございます。

今委員御指摘のケースですけれども、これは、住民投票条例の制定、また、その内容というのは、地方議会において判断されるものなのでございますけれども……(福田(昭)委員)できるだけ短くと呼ぶのはいい、済みません。

では、簡単に申しますと、地方議会の議決といえますものは処分あるいは行政指導に当たらないというふうに解釈されております。これは行政手続法にそのような適用除外の列挙がございまして、これに該当いたします。また、行政指導にも当たらないということになります。

結論といたしましては、今回の御提案の処分等の求めの対象にはならないと考えております。

○福田(昭)委員 ありがとうございます。

そうしたら、これができないとしたら、行政の過ちをどうやって是正すればいいのか。行政裁判もしくは選挙で決着をつけるしか方法はないのか、お伺いしたいと思います。

○新藤国務大臣 委員は市長も知事もお務めでございますから、もう御みずからよくそこは承知されていると思いますが、住民の意思の代表が議員であつて、また、その住民の投票によって選ばれた首長がいっしょやるわけでありまして。私は、そもそも、まず第一に、そういったことが、もしおかしなことが起きているならば、その地域の住民は、自分の支持する議員また議会に対して働きかけをすること、これが第一であつて、議員がしっかりとそういった市民の声を踏まえて行動するのは当たり前のことであると私は思います。

また、制度といたしましては、自治法の中に条例の制定、改廃、直接請求制度が設けられておりますから、住民は、地方公共団体の長に対して住民投票の条例制定の請求を行うことができる、これは制度としてそういったことがあることも承知をしております。

○福田(昭)委員 先ほどもありましたけれども、結局、地方分権が進む中で、地方自治体に、自主的に、主体的に行政を運営するという権限がどんどん拡大していくわけでありまして、そうした中で、議会もチェック機能がない、監査委員もチェック機能がないというふうになったときには、住民しかチェックする人がいないんですね。その住民が、要するに、条例に、法律に基づいて住民投票にかけるという請求をしても、それを議会で否決されれば、今度は裁判なりあるいは選挙で決着をつけるしか方法がなくなっちゃうんですね。

しかし、これが明らかに、条文に照らして、条例違反だということがはっきりしているのに、そうしたものができないとかしさというのがあるかと思うんですね。そういう意味では、やはり、一般市民にはそんなに力はありませんから。それこそ、どれぐらいの市民の集団ができればそうい

うものを是正することができるのかというのがありますけれども、そこは非常に難しい問題かなと思います。

やはり、今後の地方行政のあり方、また地方自治体のガバナンスのあり方、そういったことをさらに研究して、日本の民主主義をどうやって充実させていくのかということが実は大きな課題になっているのかなというふうに思っております。そのことについては、また別途、議論する機会が持てれば良いなというふうに思っております。

時間が来ましたので、以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○高木委員長 次に、新原秀人君。

○新原委員 日本維新の会の新原秀人でございます。

我が党といたしましては、この行政不服審査法案及び関連法案につきましてはおおむね賛成という形で推移しております。

その前に、通告はしていませんが、すけれども、民主党案についても、今の二つの質問に関連しましてちょっとお聞きしたいことが出てきましたので、したいと思ひます。申しわけないです。先ほどの二人の御質問に対してもっともだというところで、ただ、我が党にしましては、民主党案といひますか、いわゆる民主党を初め、提出案ですけれども、その中で、審理員をあえて審理官という名前にかえておりますよ。だから、そういう意味で、そここの重要性というものをもう少し聞きたいと思ひますか、その辺を。○原口議員 御質問いただきましたがどうござい

今、野党各党で行財政改革刷新プログラム法を、日本維新の会の皆さんとも検討させていただいています。その流れの一環というふうに考えていただくとありがたいと思ひます。

やはり、どうしても大臣のもので、例えば、新藤大臣の総務省という中で、総務省が決裁したものを総務省の別の職員がそれに対してまた別のこ

とを言うというのは非常に難しいことです。ですから、今の政府案も、ある意味、行政不服審査会というものを設けて第三者性とか効率性をされていすけれども、私たちは、もつと行革そのものもやろうじゃないかと。審理官というものを内閣府に置いて、そして軽装備で、しかも、第三者性、外部性を入れて、より公正性というものを高めていくというのが私たちの案でございます。

やはり行革の流れからしても、例えば、行政審査員を一人雇うにしても一千万ぐらいのお金が必要なんです。この行財政の改革が必要なのに、この間の年金業務監視委員会でも私も指摘させていただきましたが、あれだけの弁護士さんが、年間百五十万ぐらいでこれだけの仕事をしていたにいてるので、そういう思いもあつてこの案を提案しておりますので、また御一緒に議論させていただきます。

○新原委員 ありがとうございます。

我々維新の会が検討するときに、あえて修正案ではなくて提出されたという、それなりの政府の折衝等はあつたといひますか、その辺はどうだったのかなという話が出ましたので、その辺をお聞きしたいと思ひます。

○原口議員 そこは、正直、随分悩みました。

と申しますのも、この行政不服審査法の今回の閣法というのは、私どもの政権時代に検討したものを随分取り入れていただいております。

ただ、さっきの審理官と審理員の違いというのはやはり大きいんです。そして今、政府側の答弁もございましてけれども、実際に運用してみないと、半世紀ぶりの改正ですから、わからないところがある。だとすると、私たちが百だと考える案を出して、その中で、今回修正の御協議に、特に日本維新の会の三宅先生に大変大きなお力添えを

いただまして、政府も懐を広くしてくださいましたけれども、やはり私たちがやるとしたらこれだといふものをお示した上で、そして政府案の足らざるところというか、よりよいものを目指し

たというのが、今回の私たちの姿勢でございます。対案に限りなく近い修正案というような位置づけをしたわけでございます。

○新原委員 よく趣旨がわかりました。これ以上は質問はありませんので、ごゆっくりしてください。その点をこの委員会の場でちょっとお聞きしたかったので、ありがとうございます。

そういった意味で、日本維新の会も、協力できるところは協力し、それなりに考えてまいりたいと思ひます。

そこで、あと、賛成という立場で、質問等は余りなくなつてきているんですけども、政府案について気になるところをちょっと質問させていただきます。

私どもが思っているのは、行政不服審査会というところで、運営方法、つまり、第三者、同じ穴のムジナでないということを強調していくための運営方法、第三者機関として設置される行政不服審査会について、少し確認を含めまして御質問させていただきます。

まず、今回新しく設置される審理員を指名する基準というのは、まず第一番目に、審査庁所属の職員であること、第二番目に、審理員となるべき者の名簿に記載されている者、そして三番目に、審査請求に係る事案の直接の当事者やこれと密接な関係有する者やその他利害関係者等以外の者と規定されております。つまり、処分に関与していない者が審理すること、今回の法改正上、制度上担保されていることについては重要であると認識しております。ただ、当該審査庁がその職員の中から指名しているという限界があるように思われるんですけども、その点について、政府の見解はいかなのか。また、再審査請求の際の審理員は審査請求の際の審理員と別の者が指名されなければならな

○新藤國務大臣 私、今委員から審理員についての総括的な御質問をいただきましたので、私どもの考えというものをぜひ御理解いただきたいと思います。

本来、今回の行政不服審査制度、これは、行政の自己反省機能を生かしつつ簡易迅速な権利救済を図る。ですから、行政の中であつて反省し、簡易迅速性を発揮させるわけなのであります。それを行政の外に出すということにおいて、まず第一義的に理念上の差が出てきます。

それから、審理官と云つて独立した制度になると責任の所在が曖昧だということを示しましたが、別途新たな組織をつくるということになれば、これは単純に言つて人員増になるんですね。この審理員は、各省の通常業務をやりながら、必要に応じて不服のための審理をしない、こういうものになるわけですから、行政の内部で処理するわけなのであります。

それから、国民の税金、私も含めて皆さんの、みんなの税金で運営していく行政制度が信頼できない。行政が、私は同じ穴のムジナと言われると本当に少し反発したくなるのでありますが、これは、みんなで一生懸命やつていて、自分たちがコストを負担して仕事をやらせている、またやつてもらっているわけなんです。そこがきつちり仕事をするのは当たり前なのであつて、それが認められないから別の第三者を認めましょう、では、その第三者は誰が選ぶんだ、その第三者の公正性は誰がチェックするんだ、ほとんど同じことの繰り返しになってしまうのではないかと云うのが、私は、前政権と、今私たちの保守の政権との考え方の根本的な違いだ、このように思っているんです。

ですから、もちろん、いろいろな問題があります。それから、適切でない措置を行う場合もあります。それはきちんと、一つ一つ、問題が起きたときに対処すればいいのであつて、本来は、求められるものをきちんとこなしていくんだというその信頼がなければ、行政も政府も成り立たないの

であります。そこを我々は大事にしたいなというところでございます。

ですから、第三者機関においても、これは、それこそまた審理官に対する第三者チェックをするなどということも、場合によっては、組み立ててかといへば出てきってしまうわけですね。そうではなくて、あくまで行政の内部できちんと一つ一つの役所が自分で責任を持つ。

奥野さんも、役所にいれば、自分たちの役所でもし間違つたことがあれば、きつちり糾弾して正すことをやっていたはずですよ。みんなそうです。私も実際に役所の中で、自分たちの措置で、だめだ、変えよう。これは政治の責任でもありませんし、そういうことが機能できないから外に出さうなどというのは、私たちはそういう選択はとらないということが大前提であるということでもあります。

それから、今の委員の御質問のテクニカルな部分については、上川副大臣の方から答弁させていただきます。

○上川副大臣 ただいま新藤大臣からの大きな理念ということも踏まえて、今回の政府案ということでお示したところでございますが、そもそも行政の自己反省機能をしつかりと維持していくということ、それに伴つて、制度面におきまして、職員の中でも当該処分にかかわらない職員の方を審理員として任命し、客観、中立に裁決案を出すことができるようにしていく、そして、そのことをしつかりと踏まえて大臣が裁決をしていく、判断ができるようにしていく。

さらに、そのことに対ししても、これは申し出の方の要請に応じてということでの選択性はあるものの、全て第三者機関が審理の公正性を客観的に担保する、こういう仕組みを行政の中に設けるということによつて国民の権利利益の救済をしつかりと図っていく、こういう趣旨でつくっているわけでございます。

審理員の権限でございますが、これは、行政不服審査法によりまして固有の権限が与えられてお

ります。みずからの名において、独立して審理手続を行うものであるということでありますので、大臣がこのような個別の事案に対して、審理員の権限行使に指示を出すというようなことはできないというふうに考えております。

また、さらに、審理手続を進めるに当たりましては、当然のことながら法令遵守ということが義務づけられておりますので、各種の法令に従つて判断をするということは当然のことでありまして、その結果として審査庁に対して不利な案を作成したとしても、そのことをもつて審理員が不利益をこうむることがあつてはならないというふうな仕組みになつていところでございます。

○新原委員 ありがとうございます。

さらに、審理員の指名は審査庁が行うものでありますから、審査請求人等から見て公平性、公正性が損なわれると思われるような方が指名されるおそれがあると思います。この審理員の人事について、請求人が意見を言うといひますか関与する方法はないのでしょうか。よろしくお願いいたします。

○上村政府参考人 基本的な審理員の公正性は、ただいま大臣、副大臣から御答弁したとおりなんですが、今委員の御質問は、例えば、刑事訴訟法、民事訴訟法における裁判官の忌避という手続がございます。申立人がこの人は除外してくれと申し立てる手続のようなことはないのかという御質問かと思ひます。

この審査請求は、何度も御答弁がありましたように、裁判と違ひまして、そこまで厳格な手続ではなく、簡易迅速に結論を出していく、そういう仕組みでございます。しかも、審理員は最終的に裁決をする者でございます。裁決者はあくまでも大臣、首長でございますので、そこまでの手続は、法令上、忌避、あるいは当事者の申し立てによつてそうした者を役職から除外する、こういう仕組みは今回設けてはおりません。

ただ、委員、今御指摘のような、過去、審査請求人と何かの関係があつたとか、こうした場合も

場合によつてはないとは言えないと思ひますので、そういう場合は、手続の公正の観点から、そういう人を審理員にするというのは当然避けるべきだと思つてございます。

総務省としても、そうしたことは避けるべきという運用につきましては、適正に図られますように、周知などに努めてまいりたいと思つております。

○新原委員 ありがとうございます。

先ほど大臣も言われましたように、行政官というのはすばらしい人たちの集まりだと僕は思つておりますし、同じ穴のムジナだとは、全員がそうだとは思つていないです。

ただ、やはり、行政処分を科した行政マンのいわゆるミス、間違い等ありますし、そういった思ひもあると思ひます。

そういった中で、これは意見として今ちよつとお聞きしたいんですけれども、審理をするときに、まず、審理される者の名前を隠す、それから、誰がその調査をした、つまり担当した行政官の名前も隠してという形、つまり、そういった形にすれば、審理員としても、誰がなろうが、割と公平性、公正性が担保されると思ふんですね。

やはりそういったことも今後検討していただきたい、だから、審理するときには、誰がその行政処分なりを決定したのか、また、それが誰の内容なのかというのを多分隠してできると思ふんですね、別に内容だけで。

そういったことを担保すれば、もちろん、行政マン、同じムジナとは思われないんですけれども、そうすれば、この審理員制度というのはさらに有効に働くと思ふんですけれども、今後そういったことを御検討されることは。

○新藤國務大臣 皆さんが心配されていらつしやるわけですが、私は、今行政の内部に議会から行つてゐるわけなんですけれども、自分たちの過ちを、また、自分たちの誰かが、仲間が犯した間違いを正しくすることについてのちゆううちよというのはありません。

それから、自分が使命を持って、法律に基づいて職務を執行する上で必要であれば、それはむしろ、私どもは逆に厳しくやる。お互いが信頼をして、間違えないはずの、間違いを犯してはならない状態で仕事をしているのに、でも、自分の都合だったりの何かのことで事情が働いて間違った判断をする場合、そうしたものを組織が守るというふうで考えていることがよくないと思っているんですね。

そうではなくて、ちゅうちょする必要もないし、現実には我々は、というか私は全くちゅうちょしていませんし、むしろ身内であればこそ逆に厳しくやる、そのかわり信頼するぞ、こういうことでやっております。それは職員もみんな同じです、上司たちも。

ですので、匿名性をしなければとか、そんなふうに残り考える必要はないと思っているんですが、いずれにしても、そうはいいいながらも、五十二年ぶりの大改正ですから、こういったものを運用しながら、必要に応じて適宜この研究をすることは当然のことだ、このように思います。

ただ、どうも、やはり一般国民の皆さんは、行政が自分たちの御都合主義に陥っているんじゃないかという意識が非常に強い。だとすれば、その意識を払拭することは、我々のまだ努力が足りないし、役目ではないかな、このように考えております。

○新原委員 ありがとうございます。そのような意識で頑張っていただいたいと思うんです。

そういった意味の関連の質問から、外部登用ということも検討すべきではないかというふうにも考えているんですけれども、その点についてはどのようにお考えか。

○上村政府参考人 お答えいたします。

基本的には、行政の自己反省機能の発揮ということでございますから、内部にいる職員がまずこれをやるというのが基本であろうかと思っておりますが、ただ、一方で、地方公共団体とか、非常にこれは規模もまちまちでございますし、小

規模などところもあるわけでございますので、それぞれの地域の実情、また、そういった地方公共団体の行政の規模ですとか、予想される申し立ての内容、これにに応じて、外部の人材を任用しまして、それで審理員に指名する、そういうことは、審理の専門性、公正を確保するための有効な方法の一つであろうというふうには思っております。

改正法案では、その点につきまして、柔軟なことができるようになってございますので、外部から任用した任期つき職員、非常勤職員等を審理員に指名することも可能でございますし、そういうことは十分あり得るものだと思います。

○新原委員 ありがとうございます。

やはり、特に地方におきましては、行政不服内容によつては、特に専門性が非常に高い場合とかは人員が確保されない懸念が非常にありますので、そういった意味で、外部等も採用されることによつて公平性、公正性というのが担保されることだと思っております。そういったものも前向きに考えていただきたいと思います。

やはり、先ほど大臣言われましたように、身内をかばうということはないにいたしまして、同じ方が調べて同じ方がまた審理するということが、結局、専門性が高くなるとそういう可能性が、現在はそういうふうになっていきますので、せっかく今回の改正案でそういったことはやめようという形になっていますので、外部登用等につきましても柔軟性を持って対処していただきたいと思います。

そこで、これは例えばの話ですけれども、例えば審理中に審理員が人事異動が生じたりとか、退職してしまったり、御病気になるたりとかいろいろ、いわゆる継続性が担保されないということはあると思うんですけれども、そういった場合はどのように対応されるのでしょうか。

○上村政府参考人 お答えいたします。

ちよつと病気の場合はよくわかりませんが、けれども、異動、退職等、ある程度事前に予見できる人

事異動等につきましては、審査請求というのは、何回も繰り返しますが、簡易迅速というのを主な目的としておりますので、裁判のように長期間を要するものではございません。また、今回の改正によりまして、標準審理期間というものの定めよう努めなければならないということもございまして、全体的に一層その審理期間を短くしようというふうなことで考えてございますので、そういった期間内に仮に異動、退職等が予定されているような職員がいるとすれば、そうした方はやはり審理員に指名しないでおくということは十分可能だと思いますし、逆にそうすべきであろうというふうには思います。

ただ、突発的な事態が例外的に起こったときどうするかということでございますけれども、病気のその他のケースということだと思っておりますけれども、そういう場合は、当然、審理を一からやり直すということではございませんので、新たな審理員を任命しまして、そこで、新旧の審理員間で事務の引き継ぎをきちんとしていただくということになると思います。

そうしたケースにつきましても、申立人の方に御迷惑をかけないように、また遅延することがないように、適切な引き継ぎがなされるべきであるという旨などについては、しっかりと周知をしてまいりたいと思っております。

○新原委員 ありがとうございます。

あと、本法案について、国において、審査庁は、原則として、行政不服審査会に諮問しなければならぬとされておりますけれども、この行政不服審査会の構成員の専門性というものをどのように担保していく予定でございましょうか。

○松本大臣政務官 先生、全体の中で専門性をどう生かしていくか、全体の中で専門性をどう担保していくか、こういう質問だろうと思うんですが、最も専門性が高いのは、言うまでもなく審理員の方でございます。この審理員の方が専門性を十二分に生かして裁決案をまずつくつていただく。裁決案をつくつていただいたもの

のが行政不服審査会にかかってくるということであり、改訂法の第六十九条第一項において、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができるとあり、かつ、法律または行政に關してすぐれた識見を有する者のうちから、衆参両議院の同意を得て総務大臣が任命をする、という形になっております。

むしろ、こゝで行われるのは、審理が公正に行われたかどうか、その審理員の方がきちつと正しく審理をしたかどうかということをチェックするところ、ここに重きが置かれていて、そのために高い見識が求められるという制度になっております。

そこで審査を進めていく中で、審理員とは別に、さらに高い専門性が必要だということである場合には、その専門的な調査を専門委員にお願いする、してもらおうということもできるという制度になっております。

全体として、その専門性、これが十二分に担保できる制度というふうに私たちは考えているところであります。

○新原委員 ありがとうございます。

今回の法律改正ということで、公平性、公正性を担保していく御努力が見受けられます。

そういった中で、ちよつとこれはどうかというの、気になりましたのが、再調査というのがあります。つまり、行政官が調査したことを、再調査を依頼しても、同じ行政官が調査すれば、これはまた同じ結果が出る可能性という。つまり、不服を申し立てているわけですから、調べ直してくれと言っているのに、今の制度では、そういった行政マンの専門性、人数からいうと、同じ方が調べられているという方がほとんどなんですよ。つまり、再調査を依頼しても、言うてみたら、不服側からしては、再調査にならないということですね。

だから、審査においては公平性、公正性は担保

されるということは非常に理解はでき、賛同できるんですけども、この再調査については、今後そういった、何か工夫なりをされていく予定等はないんですか。その辺は、僕の意見としてです。御見解等をいただけたらと思います。

○上村政府参事官 お答えいたします。

この改正前といいますか、現行の行政不服審査法、再調査の請求は異議申し立てという名前前でございまして、まさに異議申し立てにつきましては、今先生がおっしゃったような懸念等があったところでございます。

その前提としまして、異議申し立てというのは、基本形であるところの審査請求に比べまして、いろいろな手続保障の水準が低いということもございまして。今回は、そういう異議申し立てにつきまして見直しを行いまして、一部に限定して再調査の請求として残す、かつ選択制にするというところでございますが、その残し方というものは、申し立て件数が大量性であって、争点となるものが、割と客観的な事実に基づいて判断ができるもの、そういうふうなものを理念形として再調査の請求として残すということになります。例えば、通達の違法性を争うとかいうものではございませんで、この処分の根拠になった数値、これが違っているじゃないかと、割と双方客観的にその調査の過程でわかる、そういうものだけを簡単に言えば残しているということでございますので、その制度の趣旨にのっとれば、適切に運用がされるのではないかと考えてございます。

いずれにいたしまして、御懸念があるところとは承知しておりますので、運用上、そうした御懸念が払拭できるような工夫というのはこれから検討してまいりたいと思います。

○新原委員 ありがとうございます。

ある事例で、聴聞があり、そのところで結局行政マンの瑕疵が見つかった、間違えていたということで、再調査をされましたら、同じ行政マンが調べたということで、そういった陳情がありま

した。つまり、そういったことは今の内容ではないということがわかりましたので、客観的に、おかしいことにつきましては、やはり違う行政マンに調査させるような御努力をされたいと思います。

もちろん、行政処分ということは厳格にしないとかだめですけども、間違ひ、行き過ぎたということ、やはり公平性、公正性を担保される意味でも、今回の法律改正を非常に是としておりまして、賛成させていただくつもりでありますので、よろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

○高木委員長 次に、高橋みほ君。

○高橋(み)委員 日本維新の会の高橋みほでございます。

本日は、発言の機会を与えていただきまして、まことにありがとうございます。

今回の改正、先回の参考人の方々の意見を聞きまして、私も、不服審査の観点からいいと思います。何とんでも一歩前進ではないかなと思っております。ただ、一歩前進を二歩前進にするべく質問したいと思っておりますので、ぜひよろしく願います。

まず、今回の改正の目玉といえます審理員につきましまして質問したいと思います。

先ほど、うちの新原委員の質問に対しまして、新藤大臣は、同じ穴のムジナなんて絶対にはり得ない、身内をかばうことなどないというすばらしい御答弁をいただいたと思っております。しかしながら、一般の人間の感情といえますか、それは、やはり同じ穴のムジナというか、同朋をかばうというふうに思われても仕方がないものがあると思えます。

それはないとおっしゃるんですけども、審理員になった人たちというのは、もし国民を救済しなくても痛くもかゆくもない立場にあると言えるんだと私は思っております。やはりどうしても、一つの組織にいますと、自分の組織を守ろうという意識は知らず知らず働いてしまします。こ

れはこの会社でも同じではないでしょうか。

ですから、私は、この制度が悪いと言っているわけではないんです。審理員が、もつと救済した方が得だ、救済しないと組織が危ないぞというようなインセンティブを持たせるような制度にした方がいいんじゃないかと思っております。そうした方が、もちろん同じ穴のムジナと国民から見られるおそれもなくなくなります。また、すばらしい組織になっていくと考えております。

そこで、まず質問したいんですけども、この審理員を設置して、何か、きちんと国民の意見を聞いた方がいいというようなインセンティブを与えているようなことはあるのか、お尋ねしたいと思います。

○新藤国務大臣 あつてはならないわけですね。同じ穴のムジナであつてはならないし、また、自分たちの身内に甘い、そういったことであつてはならないわけでありまして。

ですから、その精神を大切にしながら、そして、そういう人たちの集まりであるべきであるし、そうなんです。そうでなければ評価はされないし、度合いに応じて処分するんです。これがルールであつて、組織だと思ふんですね。

したがって、組織なりルールが適切に運営されないことを前提に代案を考えるということになれば、それはその代案の代案ということで、未来永劫どんどんと連鎖が始まりますよということを私は申し上げているのであつて、そこをぜひ理解いただきたいと思うんです。

インセンティブは、そもそもが、法令の遵守、それから国民全体の奉仕者である、そういう精神を持つて入るんです。また、そういう教育を受けるんです。また、国民から監視をされるんです。それに応えていい仕事をすれば、業績に必ず反映されます。業績評価、人事評価の制度の中に、どいういういい仕事をしたかということは、当然その方のキャリアに入っていくわけでありまして。そういう中で、公務員の世界は、特別に昇給があるわけでもない、それから飛び級で何か抜けて

人事、それはありますけれども、民間のような、飛び越えたような、そういったものはない。ゆえに、安定的に、そしてみんなで目的意識を共有して頑張っていく、こういう公務員制度があるわけですから、その全体の中でインセンティブを感じているし、何よりも公務員にとって最も自分たちの励みになるのは、いいことをやってくれたと、それは目の前の人に感謝されたことも含めて、そういうものが本当の自分の財産であり、勲章なんですよ。

それは、みんなできちんと理解してあげなきゃいけないし、そういう人たちを評価してあげることに私は重要だと思ふんですよ。それが最大のインセンティブではないでしょうか。

○高橋(み)委員 ありがとうございます。

新藤大臣の精神論、すばらしいと思います。本当にそうあるべきだと思っております。

ただ、私が申し上げたいのは、精神論ではなくて、何かシステムをつくった方がいいのではないかとのお話です。もちろん、精神はすばらしい方たちがそろっているとは私は思っております。

例えば、審理員ごとに救済の実態を公表させる。認容数と割合は幾らだったとか、あと、認容されなかったのが裁判に行つてしまつた場合、違法とされた裁判がどのくらいあるとか、そういうことを皆に公表していく。あと、例えば、棄却、却下の裁決または原処分が訴訟で取り消された場合には、不法行為訴訟における弁護士費用と同じように、当然に訴訟の目的の価額の10%を行政機関に課す、ちよつとこれは行き過ぎかもしれないんですけども。それとか、審理員は任期制にして、再任の場合にはその業務内容を国会で審査するようにするとか、そのような客観的な制度を少しつくつたらいいんじゃないかと私は提案いたしました。

今回はそれはされていないようですので、ぜひ、次回改正をされるときにはこれも検討していただきたいと思っております。

次に行きまして、少し細かい点なんですけれども

も、不服申し立ての対象についてお尋ねしたいと思ひます。

今回、対象が原則、処分ということですので、不服申し立ての適用除外は現行法で同じであると同つております。ただ、今日、処分から契約へという流れが一般的であるかと思つております。例えば、障害者自立支援法とか保育所の民営化など、今まで処分でされていたものが契約とされるようになっております。

そうしますと、この契約というものを処分というふうにできない以上、違法な拒否を争える制度をつくるべきであると考えます。つまり、処分以外にも、行政法規に違反する行政上の契約拒否などについても本法律などで救済の対象にすべきであると考えますが、いかがでしょうか。

○上村政府参考人 やや法律的なお話になるかもしれませんが、お答え申し上げます。

行政不服審査制度といふのは、そもそも、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に対して行うものでございます。これは委員も御承知のとおりと思ひます。

では、この処分その他公権力の行使に当たる行為とは何かということでございますが、行政庁が、国民に対する優越的な地位に基づきまして、人の権利義務を直接変動させる、またはその範囲を確定する効果が法律上認められている、こういう行為のことをいふ。これに当たる場合が行政法の救済の対象となるということでございます。

処分かどうかということは、処分という言葉が使われているかどうかということではございませんで、そういった、今私が申し上げたような効果を持つかどうかということで判断されるわけでありませう。

行政機関が行う契約といひしてもさまでございまして、一般的には、先ほど私が申しました優越的な地位ということではなくて、契約者双方が対等で、当事者間の合意に基づいて権利義務関係が確定される、これが普通であらうと思ひますので、こうした場合は不服申し立ての対象とは

ならないわけでございます。

ただ、中には、ある種優越的な、対等でない形の契約というのもある場合があるというふうには承知しております。一つの例でいえば、公の施設の使用申し込みを不承諾にした場合ですとか、それから、委員御指摘の保育所の入所の場合ですが、これはちよつと契約によつてやられているのかどうか定かではございませうが、入所申し込み拒否が不服申し立ての対象となつた例というのもあるというふうには承知しております。

そういうことでございますので、契約と申しましていろいろなございします。ですから、契約という言葉をだけをもつてこれを一律に対象とするわけにはまいりませんので、どのようなものを仮に救済手段として取り込んでいくかということになりますと、一般に契約と言われているものにつきまして、その類型化といひますか、分類といひますか、それをした上で、法律に書けるだけの統一的な規範、こういったものを定立していかなければならないわけですね、なかなかこれは、現段階では類型整理というのが困難でございまして、今直ちにそういった具体的な検討を行っているとか、あるいは行う予定があるという状況ではございませう。そういうことでございします。

○高橋(み)委員 ありがとうございます。

先ほど私が述べました保育所への入所の拒否の話とか、あとは入札で落ちた場合の話とか、いろいろ考えますと、契約とはされているけれども実際にはある程度優越的な地位によつてという場合もあるかと思ひますので、今さつきおっしゃっていただきました、類型化、分類化をされてこれからまた検討していただくというお話を聞きまして安心するとともに、これから分類化、類型化というのをぜひしていただきたいと思つております。次に行きたいと思うんですけれども、今回の法改正では、申し出人に対する、違法な行政指導の中止を求める制度の導入が予定されております。これは、私はとつてもいいものだと思つております。ただ、少し問題もあるのではないかと考えて

おります。

それは、まず、法律上の根拠に基づかず、権限濫用にも当たらない場合の行政指導を範囲外にしてしまつてゐる点、これは少し問題ではないかと思つております。

それに加えて、これは処分ではないという前提に立つので、結果の通知義務がない、強制されてゐない。したがって、救済の機能が弱いのではないかと私は思つております。せつかく国民の信頼を得るために救済手段の充実を図つたのに、審理はするけれども通知はしないよ、結果は教えてあげないよというのには、余りにも国民の信頼を裏切るところになるのではないかと気がいたします。

例えば、普通の会社で文句があつた場合、会社に文句を言つたのに、調査はしたけれども返事はしないというような会社は、だんだんユーザーの信頼を失うか潰れていくかと思つております。ですから、結果の通知義務といふことはかなり重要な点だと思つております。

結果の通知義務といふ点にしましては、今回また新設されました、法令に違反する事実がある場合における一定の処分、行政指導を求める制度の場合でも、やはり、申し出に対する許可の応答には処分性がないとされ、結果の通知をしなくてもいいとされている。

両方とも、結果の通知が義務化されていないところ、やはりかなり問題だと思ふんですけれども、この点にしまして、いかがでしょうか。上川副大臣、お願いいたします。

○上川副大臣 御指摘の点は、改正行政手続法の第三十六條の三に係ることということでございませうけれども、処分等の求めにつきましては、不服申し立てのように個々人の権利利益を救済するといふものよりは、この申し出を端緒として、行政機関が気づかなかつた問題点等に対して適正な処分を行うといふことを主たる目的とするものでございませう。

の立場から何人でも申し出を行うことが可能としておりまして、申し出人につきましては、通常、処分等を受ける者ではないということでございませう。

また、申し出を受けた行政機関による必要な調査及び措置につきましては、適正な行政運営を図る視点から、裁量に基づき行われるということでございます。

処分等の求めの申し出をした者と行政機関との関係につきましては、申請をした者に対して許可をすることといった、通常の処分で見られるような国民と行政機関の二対一の関係とは大きく異なるということでございます。法制上、応答を義務づけること自体難しいといふふうを考えております。今回の改正では、御指摘のように、規定を置かないといふふうにした次第でございます。

ただ、一般的には、国民の皆さんから、みずから生活に非常に密接に関係のあります法令違反につきましても申し出を行うことが多いといふふうに想定されますので、運用上の取り扱いいたしまして、申し出をした方にその結果を通知するよう努めることが望ましいといふふうを考えております。

○高橋(み)委員 私の質問の仕方が少し悪かつたんだと思ふんですけれども、第三十六條の二でありまして、これは申し出人に対する違法な行政指導の中止のことでありますので、個々人の救済を図らないといふふうには言われちゃうと、これはかなり問題じゃないかと私は思つております。やはり、申し出をした人は違法な行政指導の中止を求めているのですから、そこにしましてはやはり応答義務を課すべきではないかと思つております。

あと、やはり、問題と言われているところが、申し出をしたけれども行政側が十分に伝えてくれない場合、申し出人が抗告訴訟として裁判で争ふことができないといふことも同つております。やはり、裁判に行くことができないといふのはかなり問題だと思ひますので、その点につきまして

も、これからぜひ御検討いただければと思っております。

次の質問に行きたいと思うんですが、今回、八十五条に審理内容の公開というのが定められたと伺っております。これにつきましては、私はとてもいい制度だなと思えます。しかしながら、これもまた努力義務になっております。審理内容の公開がせっかく定められたのですから、義務づける必要があると思うんですが、いかがでしょうか。上川副大臣、よろしく願います。

○上川副大臣 委員御指摘の裁決の内容の公表あるいは不服申し立ての処理状況の公表、ここに係る点の八十五条ということでございますけれども、こうした公表につきましては、国民に対しての説明責任を果たすとともに、不服審査制度の運用の公正性、透明性を向上させ、行政に対する国民の皆さんの信頼を確保するという観点からも大きな意義があるというふうに考えております。

総務省といたしましても、各行政庁ごとに、このような具体的な裁決の内容、根拠法令ごとの処理状況など、処理件数とか、処理の類型、あるいは処理期間などの不服申し立ての処理状況などにつきましてはホームページで公表するというふうに想定しております。今後、行政庁に対しては、こうした公表の事項とか記載の程度あるいは目安等につきまして指針を示すことを通じまして、行政不服審査制度の運用状況が適切に公表されるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

〔委員長退席、土屋（正）委員長代理着席〕

○高橋（み）委員 ありがとうございます。

そこまでのいろいろなホームページに公表するなり指針をつくるなりするならば、義務づけをしても全然構わないんじゃないかと思えます。なぜ義務づけをしないのかという疑問は、かなり私にとっては残ると思います。

次に行かせていただきたいんですが、行政不服審査手続というものは、何といつても裁判

よりも簡単に迅速である、国民の誰もがその手続に参加することができる、少し敷居が高い弁護士さんに頼むこともなく、行政庁、いろいろな処分庁のところに駆けつけ手続ができる、開始されるといふような、国民からの利便性というのがかなりあるものだと私は思っております。

ただ、そうしますと、今回の法改正でも、不服の申し立てができる代理人の範囲につきましては特に定めがないというふうになっております。

先ほど申し上げましたように、簡易なものであるならば、別に、本来は弁護士さんなど代理人を立てなくてもいいはずなんですけれども、やはりそれは何といつても難しいところもありますので、代理人というものを立てる必要性というのは否定できないと考えております。けれども、そこで、何も、裁判所に訴えていくための、代理人として資格がある弁護士さんに限らなくてもいいのじゃないかなというように私は考えております。

法廷に立つのではない、行政に出す書類なんですから、例えば行政書士に代理権をこの法律で認めてもいいのではないかなというように私は前から思っております。加えて、税理士さんや社労士さん、税の専門家や社会保障に関する専門家である社労士さんなどにもこの代理を認めて、この不服審査法に明記する方がいいのではないかと私は思っておりますけれども、この点につきましては、新藤大臣の御見解を伺いたいと思っております。

○新藤国務大臣 士業の代理権は、弁護士法、税理士法など各士業について定める、いわゆる士業法において規定されているわけでありまして、行政不服審査法には代理権に関する規定というものは置いていないわけでありまして。

代理権の範囲の見直しは、今いろいろな御指摘がありました。各士業の性格を踏まえて、それぞれの士業のあり方の検討の中で行われればよい、このように思いますし、行政不服審査制度の公正性、使いやすさの向上を図るという今回の改正の趣旨ということからすれば、代理権の規定

につきましては特段この中には触れていないというところであります。

また、お尋ねの、行政書士にも代理権を付与すべきではないのかということですが、これも、不服申し立て手続の代理は、弁護士法七十二条との関係で現状では認められているわけではございません。

一方で、日本行政書士連合会の方からそのような御要望が出ていること、また、行政書士法の改正を要望しているということは承知をしております。

今、与党を中心にして各党の行政書士に係る議員連盟が、この法改正の検討を議員立法によって進めよう、こういう動きがあることも承知をしております。それから、我々とすれば、そういった議員立法の動きというものは注視をしてみたい、このように考えております。

○高橋（み）委員 私は法務委員会に所属しているもので、いつも思うのですが、なぜか資格制度というのは議員立法でやれという話でありまして、こういう議論の場にどちらかというののせたくないという印象をいつも受けます。

国民のいろいろな権利を守つたりするための資格制度というもの、もちろん議員立法というのはすばらしいものなんですけれども、どちらかというと隠微裏に図つてしまつて、こういう平場ではないかなと私は思っております。

いろいろな本場の専門職、今は行政書士を特に挙げましたけれども、税理士さんとか社労士さんとか、いろいろ本場に専門的な知識を持つていらっしゃる方たちがいますので、それを、資格の問題だとかそういういろいろなことで逃げずに、この法律の中で決めても私はいいいのではないかなと思っております。

ただ、今、新藤大臣からも伺いましたように、進捗状況を見守つていただけると言つていただけましたので、私も、きょうはこのぐらいにしておきたいと思っております。

次になるんですが、今回、ある方から、第三者機関を設置したことによりまして、行政不服審査法の眼目である迅速性が害されるおそれがあるんじゃないかというように心配をされているということも伺いました。私としては、迅速性よりはきちんとした審査をしてもらう方がいいのではないかなと思つてはいるんですが、余りにも長々と審査をされているというのは、やはり国民にとつても不都合なことではあるかと思ひます。

そこで、迅速性を阻害しないような仕組みというものを今回考えていらっしゃるのか、その点につきましてお尋ねしたいと思つております。

○上川副大臣 御質問の、審理の迅速性の担保の規定ということでございますけれども、今回の改正法案におきましては、行政不服審査会等への諮問手続を導入するなどしまして、現行制度よりは慎重な手続規定を置くこととしていただいております。

その一方で、改正法案におきましては、まず、第十六条におきまして、標準審理期間というのを定めまして、公にするよう努めなければならぬこととするということと同時に、二十八条におきまして、審理関係人と審理員は、相互に協力をし、審理手続の計画的な進行を図らなければならぬという責務規定を設けたところでございます。さらに、三十七条におきまして、審理を計画的に進めるために、審理員が、審理関係人の意見を聴取した上で、現場検証あるいは参考人陳述などの必要性を判断し、口頭意見陳述などの期日及び審理手続の終結予定時期等を決定することができるようになっているところでございます。

審理員の主宰のもとで審理を計画的に進行し、迅速に審理を進められるようなさまざまな手続を設けているところでございます。

また、審理請求人が希望しない場合につきましては、行政不服審査会などへの諮問を不要としているところでございまして、これは四十三条の第一項第四号でございますが、そのほか、早期に出

訴したい国民に対する配慮といたしまして、不服申し立て前置の見直しを行っているところでございます。

これらによりまして、全体として、公正性を高めながら、同時に、簡易迅速性が損なわれることのないような仕組みになるよう組み込んだところでございます。

○高橋(み)委員 ありがとうございます。

迅速性を担保するためにいろいろな仕組みがつけられたということは、よく理解することができました。

ただ、今の御説明によりまして、十六条、標準審理期間の定め、努めなければいけない。やはり、何事も努力義務だと思っております。やはり、それは努力義務でなく、きちんとした義務として定めるべきではないかと私は思っております。

あと、計画的にするために責務を置いたとか、審理員や処分庁、参考人などが集まって最初に会議を開いて、どんな証拠を採用してほしいのか、どんなところを審理してほしいのかということを一室に集まって話を聞くというふうなもの、とてもいい仕組みではないかと私は思っております。

ただ、よく、そういう場合でも、時間がうまく調整できないとかいって、ずるずると引き延ばしてしまふというおそれもなきにしもあらずです。そのあたりの仕組みというものは、実際、このようにやったけれども、その制度をどのくらいの人たちが使ったのか、そして、それを使うことによって、どのくらい審理期間が短くなったのかとか、そういうような検証をぜひしていただければと思っております。

今回の私の質問で、厳しいというか、細かいところもいろいろ質問させていただきました。ただ、私は、今回の法改正につきましては、すごい前進だと思っております。ただ、一番最初に申し上げたとおり、一歩前進を、二歩前進、三歩前進していただいき、国民の皆様の権利侵害が

ないようにしていただきたい。そして、国民の権利侵害があると国民の側が思ったときには、それを払拭するような行政側の手当てというか、処分というものをぜひ厚くしていただきたいと思っております。

本来ならば、司法が活躍するべきものだと思います。思っているんですけども、やはり日本では、司法の壁というのは少し厚く、国民の皆さんが裁判に訴えるということは実際、なかなか難しいものだと思っております。ですから、気楽に行政庁に行つて、これはどうなんだろうというときに、きちんとした対応をしていただけると、国民の行政に対する信頼というものがすごく上がっていく、私はそのように考えております。

ですから、初め、同じ穴のムジナでうまくいかないこともあるんじゃないかというふうな失礼なことも申し上げましたけれども、そうではなくて、本当の意味で国民の皆様の信頼に足るような行政になれるように、ぜひこれからのいろいろなところで頑張つていっていただきたい、そう思っております。

時間が来ましたので、これで質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○高木委員長 次に、佐藤正夫君。

○佐藤(正)委員 みんなの党の佐藤正夫でございます。

早速質問に入らせていただきますが、その前に、今資料をお配りさせていただいております。その資料にも基づいて御質問をさせていただきたいと思っております。簡明なる答弁をお願いしたいと思います。

まず一ページ目、二ページ目の資料を見ていただきますと、一番最初は、主婦連のジュース不当表示事件、これもかなり古い話でありますけれども、この件について、この間、参考人質疑のときに小早川先生にもちよつとお尋ねをした経緯がありますので、これを出させていただきます。

この中身は何かというと、無果汁のジュースは無果汁と表記した方がいいでしょう、それは、

ジュースを飲んでいる消費者が、ある意味では被害を受けているということ、これをやろうとしたんですけれども、基本的には、資料のとおり、不服申立人適格がないということになりました。最高裁でもそうだったということですから、これをもとに戻せということは無理なんですけれども、実は、その後に、公取はその意見を取り入れてすこいことをされたんだと思ひますし、効果があつたんだろふと思ひます。

今度、二ページ目を見ていただきますと、これと同じように、例えば新潟空港の騒音、その近隣におられる方が騒音によつて被害をこうむるというこゝについて、最高裁では、これは今度、適格を認める。さらには、小田急高架線の工事のときにも、実は、一定の周辺住民の方々の原告適格を認めた。三つ目は、これは最高裁ではありませんが、広島地裁でも、車の浦埋め立て架橋、いわゆる、ここは自然というか、海がきれいなところなんですから、そういうところに埋め立てをやつては困るよ、自然を残そうというふうなことで、これも実は原告の適格を認めたということであります。

要は、こういうふういろいろな変わつてきます。適格か不適格かというのは、どんどん変わつてきています。

そこで、今私は事例を申し上げましたけれども、この適格か適格でないかという判断というのは非常に難しいだらうと思ひます。総務省の方としては、こういう事例を考へて、実際に、適格か不適格か、どのように指導して、どのように判断をするのかというのは非常に難しい問題ではあらうとは思ひますが、せんだつて小早川先生にお尋ねをすると、かなり重要な論点だというふうに述べられておりました。私が今申し上げた点について、どのようにお考へでしょうか。

○上村政府参考人 お答えいたします。

実際問題といたしましては、個々の案件ごとにこれは判断せざるを得ないわけでございますけれ

ども、一般論として申し上げますと、まさに先生がこの御資料で配つていただきました主婦連ジュース不当表示事件、こういうリーディングケースがございまして、ここで、判例において、当該処分について審査請求をする法律上の利益がある者、この者というのが不服申し立て適格があるということになつてございまして。

この言い方といひますのは、実は、行政事件訴訟法第九条、これは取り消し訴訟でございまして、そこに申し立ての適格があるわけでございますが、これと同じでございまして、自來、行政事件訴訟法九条の申し立て適格と、不服申し立て、こちらの方の行審法の申し立て適格というのは同一であるという解釈が定着してきてございまして。

それに加えて、これも御承知のとおりと思ひますが、平成十六年、これは行政事件訴訟法の改正でございまして、この九条に二項というのが新たに新設をされました。これは解釈規定でございまして、一言で言つと、申し立て適格を廣目に解釈しよう、簡単に言つとそういうことでございまして。

もう少し正確に申し上げますと、当該処分等の根拠になつた条文だけではなくて、法令全体の趣旨を勘案しろということですか、当該法令だけでなく、関係法令の趣旨、目的も参酌すべしということでございます。それからまた、こうした処分、裁決が根拠法令に違反しされた場合に害されることとなる利益の内容をいけば勘案し、比較考量せよ、こういった条文が盛り込まれておりまして、申し立て適格を、そういう意味で適切な判断が確保されるようになってきているということでございます。

したがいまして、結論といひますと、この解釈規定に沿ひまして、行審法の不服申立人適格も、実質的には幅廣く認められていくことになるんだと思ひます。これが一般的な答へになります。

具体的には、個々に即して判断をするしかないんだと思ひてございまして。

○佐藤(正)委員 確かに、今、平成十六年の件を

言われたわけですね。行政事件訴訟法改正というところで、今言われた九条の二項で、「当該法令の趣旨及び目的並びに当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮するものとする。」こういう文言が入って、幅広く扱いなさいよということが入ったんです。当然、それと同等だということでありますが、やはり、地方に行くとか、なかなかこういうところまで細かくわからない。今までのケースでそのまま踏襲する、大体そうではないかなと思います。

そこで、地方に対して、こういった点もどのように指導、並びにやっていくのか、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○上村政府参考人 第一義的に、行審法というのは国民の権利利益の救済でございますから、その向上に資することにつきましては、私ども、周知徹底を図ってまいります。

今委員がおっしゃったようなこともその中に当然含まれるものだと思いますので、そこは心してやってまいりたいと思っております。

○佐藤(正)委員 心してやるというのは、言葉はいいんですけれども。

しつかりどういうふうにしていくのかということとは、この間も申し上げましたけれども、地方には、人材不足の部分もあるんでしょうが、それぞれ今ある第三者委員会を活用して、これも前回の質問のときに答弁いただきましたけれども、新たにわざわざつくるのではなくて、今現存するそういう審査会があるならばそこで兼ねてやっていただく、なぜなら、そんなに件数がないんですよということだったと思います。そうしますと、今ある第三者委員会なるもの、審査会なるものに足すわけですから、そこはしっかりと、総務省としても地方と連絡をとってやっていただかないという新たにこういうものをつくってくださるというんだつたらわかりますけれども、今あるものを活用しようということを考えていらっしゃるという答弁がありましたので、その辺についてももう一度。

○上村政府参考人 特に小規模地方公共団体の負担の問題というところでございまして、これは、この委員会でも御指摘をいただいているところ、大変重要な論点だと思っておりますので、その辺はしっかりと地方公共団体に向けての周知徹底などを図ってまいりたいと思っております。

○佐藤(正)委員 ぜひしっかりとやっていただきたいと思っておりますので、期待をしておきたいと思っております。

そこで、前回の質問でも出しました、今ある個別法の中で、審査会に回るものと、そうではなくて、今回の第三者委員会に回るものと、個別法の中であるんですね。

そこで、例えば、これも資料三それから資料四ページを見ていただければと思いますが、資料三ページの部分は税関長の処分です。しかし、そこに行きますと、ここにも関税等不服審査会があるわけですね。それと、ここからかからないものが行政不服審査会となることになりますよね。

例えば、私が思うのは、先ほど、地方の分を今ある審査会にらせてやってもいいじゃないですかと地方には言われるんですね。だったら、これはわかりにくいんですね、専門は関税等不服審査会ですから、もうここでやってもいいからどうかというふうに思うんですが、その辺はどういう割り振りをされていますか。

○上川副大臣 一般に、第三者機関が設けられている各個別法においてさまざまな処分があるというところでございまして、処分または不服申し立ての審理の段階で、専門的な第三者機関に諮問する必要性が特に高い場合に限って、当該機関への諮問が義務づけられているというふうに考えております。

関税法というところでございますが、関税法に基づく処分にもさまざまなものがございますので、その中でも、関税法の第九十一条に基づき、具体的税額の決定あるいは滞納処分の決定等、関税の確定とかまたは徴収に関する処分等に関する審査請求については、外部有識者による専門的な審理の

必要性が特に高いと判断されたということで、これらに限って関税等不服審査会に諮問しなければならぬこととされているものと考えているところでございます。

御指摘のように、現行法におきまして関税等不服審査会の関与がない場合についてまで関税等不服審査会に諮問させることにつきましては、関税法において諮問対象が限定されているという趣旨を踏まえ、適当ではないというふうに考えております。関税等不服審査会の専門性あるいは処理能力等に鑑みましても、慎重な検討が必要であるというふうに考えております。

○佐藤(正)委員 それは地方にも言えることなんですよ。地方にはそれをやってくさいと言っていて。何ら変わらないんですよ、正直言って。先に私が地方の件をお聞きしたのはそういうことなんです。では、地方はそれでいいのか。国の方は、これは専門的なものだけやりますから、それ以外はこっちでやりますよというのはいかがなんでしょうか。

それと同時に、申請する方からすると、どっちに行くかわからないんですよ。専門家じゃないんです、みんな。行って、分けられたときに、資料を二つくらなきやいけないということになるんですね。だから、一つでやられた方がわかりやすくていいと私は思います。

今度は、総務省が一番関係のある固定資産税、地方がやっていますよね。固定資産税も二通りあるんですよ。

そこで、ちよつとお尋ねをしたいんですが、資料があると思いますが、固定資産評価審査委員会は何をや、そしてまた第三者委員会は固定資産税でしたら何をやるのか、ここは御答弁願いたいと思います。

○上村政府参考人 私、固定資産税審査会の設置目的を必ずしも今つまびらかに承知してないわけでございますけれども、特定の諮問事項に限定しまして、特に専門的な固定資産税の登録価格、それから過払い、こういったものに限定されて、

その専門性においてこういう特別の審査会が置かれているのではないかと思います。したがって、こうしたものは、それに沿いました委員構成ないし審理の手続というのが整備されていると思っております。それはその今の仕組みを尊重する。

それ以外のものにつきましては、一般的な、これは累次お答えしておりますけれども、まず審理員がその専門性は見る、その上で、その審理員が行ったプロセスなり審理のやり方の適切性を、そういう意味でダブルチェックをする、そちらの方はそういう仕組みにした、こういうふうな考え方の整理でございます。

○佐藤(正)委員 いわゆる固定資産税の資産評価ですから、固定資産税をどれぐらい取るか、価格を決めるんだろーと思えます。では、この第三者委員会の方は、例えばどういふものかというのが、今の答弁でちよつとわかりにくかったですけれども、ちよつと、総務省の管轄だからわからないんですよ。

○上村政府参考人 非常に簡単に申しますと、私どもが御提案している制度というのは、二段階、繰り返すまでもございませぬが、まず審理員がかなり専門的、客観的な審査を行って、その結果と申しますか、過程と申しますか、これを審査会がチェックをする、第三者機関でございますが、そういう二重立てになってございます。

非常に雑に言ってしまうと、恐縮でございますが、この固定資産評価審査委員会というのは、この審査委員会自体が審理をかなりしっかりと行われる。そういう意味では、審理員と、我々が言う第三者機関の役割をこの評価審査委員会が兼ねて行う、一つになっている、こういうふうな御理解をいただければよろしいのかなと思います。

○佐藤(正)委員 先ほどから総務省は、地方のことだから、地方にいろいろ協力して、いろいろなお話をお願いして、指導もしていきたいというお話を最初にいただいたから、僕はあえて、これは地方に直結する、それで、多い案件ですよ、地方が扱っているのは。せんだつての質問でも出しま

したが、件数的に言くと、これは多いんですよ。とかゼロの話は僕は言っているわけじゃありません。要するに、生活保護法とこれと、一番地方で件数が多いのがこれだからこそ、あえてお尋ねをしているわけですから、そこは、今言うように、しっかりと答弁できるようにしておいていただかないといけないと思いますよ。

そうしないと、地方にいろいろお願いをして、こうしてほしい、ああしてほしいと言っているけれども、実は言っている方が、ちよつとわからないから、地方、教えてくださいという話じゃ、僕はおかしいと思います。そこはしっかりとやっていただきたいと思います。

いわゆる評価はわかりました。あとは、徴収したりとか、滞納しているとか、それから差し押さえをして競売にするとか、そういったものが第三者委員会に行くんだろうと思いますけれども、これももう、先ほど言ったように固定資産評価審査委員会の方にやってもらってもいいんじゃないですか。やれるような案件だと僕は実は思うんですよ。

要するに、あえてその部分は今やっていないからこつち側で、第三者委員会に持ち込まなきゃいけないという発想ではなくて、やれるものはそこでもうきつちり、先ほど言ったようにかなりの専門性のある方が集まっているわけですから、そこでやっていただく。さっきの関税の件もそうなんですけれども、そういうところが個別法で抜かれたところがあったりするものだから、非常にわかりにくいという点があるんです。

というのは、今回の法案でも、こんなに厚い法案で、個別法を見たら相当あるんですね。これは全部なんてとても見られないですね。というところが実は肝ではないかなと思っております。

この点について答弁をいただいても、同じ答弁になるでしょう。だから、その辺も踏まえてちよつと検討していただけたらと思っています。

それから、これはちよつと話があれですけれども、この四ページの三と書いてあるところで、固

定資産税の過払いについてどういう実例があったかということなんです。

実は、倉庫を建てたら、一般の倉庫と冷凍倉庫とか、そういう倉庫の目的によって、倉庫の建物によって固定資産税が軽減されるというのがあって、建てた方が、建てた随分後になって減額されていなかったということがわかって、これはおかしいだろうということで、今の固定資産評価審査委員会をやった。そして、なおかつ、今度、裁判に持ち込んだ。そうすると最高裁でどうなったかというところ、普通は、お戻ししますよ、それがわかって五年間なんですかね、時効が五年ですよ。ところが、これは、最高裁は二十年間丸々認めたんです。丸々返還しろ、利息もつけてということになったんです。

この辺になると、五年、これがいいよ理解しにくくなってくるんですが、この最高裁の判例等について何か所見は、所見とか、もう最高裁は決めたんですけれども、現実にはこれは我々としても非常にびつくりするようなことなんです。が、今後、そういうことが起きてくると、認めた段階というか最初に、不作為かどうかはわかりませんが、こういう結果になって、当初から返せよと言われることになるケースがありますよ。この辺は何かお考えはありますか。

○上村政府参考人 実際の課税の処分の段階、それからその処分の不服申し立てをした段階での判断、それからまた裁判所の判断、それは、いろいろなもののプロセスのステップにおいて、いろいろな判断が違ってくるということだろうと思います。

先ほど大臣からも御答弁いたしましたように、裁判、それからこうした不服申し立ての裁決といいますが、それが異なるということはあり得ることとでございしますが、同じ案件につきまして極端に異なるというのは、それは当然のことながら望ましくありません。

それは、いろいろな過程におきまして、まず処分もそうでございしますし、不服審査のプロセスの

充実、それから、今のお話を伺っていますと、多分、法律の解釈の統一といいますか、適切な解釈とか、そういった問題もいろいろあると思います。そういうことが複合的だと思いますか、総合的に絡み合った事案だと思います。

私たちの立場からいたしますと、この不服審査制度の仕組みの充実ということを通じて、そうした問題の解決に向けて前進をさせていくということではないかなと思っております。

○佐藤(正)委員 これをやり出すと時間が長くなるので、この辺で終わります。

次の資料五ページに、これはまた新藤大臣の顔写真を使わせていただきました。その上に、実は三宅衆議院議員の顔写真も使わせていただきましたけれども、この五ページ目の内容は何かというと、三宅委員がいろいろな質問されてきて、実はもう二十万件ぐらいたまっているじゃないか、これをどうするんだというところですが、大臣は、引き続き必要な助言、そして働きかけを行ってまいりますという答弁なんです。

これはもう少し具体的に教えていただければ、このように思います。

○三輪政府参考人 人事委員会あるいは公平委員会の不服申し立ての処理状況についてのお話でございます。

かなり繰り越しの案件が多くなっているという御指摘でございまして、その処理状況は資料のとおりでございしますけれども、その資料にもありますように、繰り越しの状況が特定の団体に集中をしているという状況でございします。七つの団体で十九万六千件、これは全体の繰り越しの九七・九％に相当する状況でございまして、中でも一番多いある団体は、七万二千件が二十四年度時点まで繰り越している、こういう状況であります。

なお、この団体、平成十五年度時点では十萬四千件の繰り越しがあった、こういうような状況でございします。そもそも、非常に大量の申し立てがなされているということがまずあるんだろうというふうに思っております。

また、不服申し立ての処理に長時間かかっているという理由といたしまして、請求人からの反論書等の提出がなされないということ、あるいは人事委員会からの審理に関する照会への回答がなされない、こういうように主に請求人側の事情によるものと私どもとしては認識をいたしております。こうした特殊な事案を除きますと、おおむね五年未満で処理をされているところの方が一般的な状況である、このように認識をしております。

したがいまして、総務省におきましては、これまで、不服申し立ての迅速な処理について必要な助言、働きかけを行ってきたところでございまして、近年、少しずつその処理状況は進んできておるところでございします。昭和六十年年度末におきましては、全国で約六十七万七千件あった翌年度への繰り越しが、これまで人事委員会、公平委員会等で処理を進められまして、約二十万七千件まで減少してきているというのが今日の状況でございします。近年でも、ある団体では、一年で一萬二千件の事案を処理されているというような状況もございます。

したがいまして、私どもとしましては、今後とも引き続き、こういったような状況が進展するようには必要な助言、働きかけというものを続けてまいります。このように考えております。

○佐藤(正)委員 これはもうそれ以上の答弁は出ないと思いますが、極力早く、スピーディーにやっていただくことを望みます。

それから、次の六ページ目の資料を見ていただきますと、総務省の中にある審議会や委員会を出してみたいんですが、今回の第三者委員会、再度お尋ねをしたいんですが、大体年間どれぐらいの案件を第三者委員会で取り扱うように見込んでいらつしやいますでしょうか。

○上村政府参考人 国の行政不服審査会ということでお答え申し上げたいと思いますけれども、これは、二十三年度の調査の実績をそのまま引き延ばしていろいろな適用除外等を除いていきます

と、二百件でございます。

ただ、これは二十三年度でございまして、今後、今回の改正によりましていろいろ、間口が広がるのか使い勝手が向上しますので、もう少しふえることを期待しております。

○佐藤(正委員) それは、第三者委員会が扱う件数として二百件ぐらいあるということでしょうか。 (上村政府参考人「はい」と呼ぶ)

実は、電気通信紛争処理委員会なんですけれども、委員会が大体十一回ぐらいで答申が一件とか、国地方係争処理委員会に至っては、処理件数ゼロ件とかなんです。それから、地方財政審議会は、年間百三十九回ぐらい定例会議をやっているということなんです。

先ほど来から質問が出て、第三者委員会の委員が、三名が常勤で、その下に、下と言ったら失礼ですがけれども、そこは部会長になるんだらうと思います。そこに二人ずつの非常勤がつかれる。なおかつ、もつと詳しい専門は、専門委員をその下に置くというピラミッド形にずっとなっています。

新藤大臣が言われたように、実は、第三者委員会の前で、審理員で大体、ほとんど私は可能だと思っただけで、それに付加して第三者委員会にあえて持つてはいていますが、実は、一番のプロフェッショナルがしつかり見て、悪ければそこで直すはずなんです。

だから、何で第三者委員会が要るんですかと言ったら、いろいろな方が、やはり公平性を保つために第三者委員会をつくってくれという声が多いということですが、実は、もう少し自信を持ってやれば、第三者委員会なんてなくたってここでできますよぐらいのことを、それでだめだったら、どうぞ裁判してくださいというぐらいの自信を持たなきゃいけないと私は思っています。

ということは、逆に言えば、第三者委員会をつくるのであれば、専門性の方々もその時々の非常勤で十分対応できるのではないかなということもあり得るんです。

要するに、そういう専門の方々、行政のプロが基本的には下すわけですよ。あとは、実際の、その第三者委員会に行ったときには、前から大臣が言うように手続論ぐらいだと思っただけですよ。すると、これだけの常勤を雇う必要性が僕はあるのかな。

平成二十年法案のように情報公開法から全部含めて総務省がやるというんだったら、それは、それだけの件数もありますし、必要だったんだらうと思いますが、そういった意味でも、今回の法案が平成二十年法案からかなり縮小されたんです。それを考えたなら、私は、常勤ではなくて非常勤でよかった。本来なら、縮小されずに、全部やりやすよというぐらいに、前も言いましたけれども、内閣府に負けたのかどうかわかりませんが、実際はそれぐらいのことをやる意気込みがないといけない。しかし、それがだめだったら、私は第三者委員会は非常勤でも十分だと思っておりますが、その点について答弁願いたいと思っております。

○新藤国務大臣 まず、毎回、委員が資料をこのようにつくっていただいて、ありがたいことだと思います。また、私の顔もいつも使っていたいているのでありますが、これを見ると、三宅先生のはとてもこやかで、私のほう少し優しい顔のものを使っていたらとお願ひしたいと思っております。済みません、軽口をたたいて。しかし、毎回のようには、本当に熱心にいろいろな御意見、御提言をいただいていることは感謝申し上げます。

今の、平成二十年提出の法案に比べて行政不服審査会の規模が縮小されたのではないか、こういうお尋ねでございますけれども、これは、少しばらしますと、平成二十年の法案では、情報公開・個人情報保護審査会が十五人、そこに行政不服審査の第三者機能を九人入れて、全体として行政不服審査会は二十四人になるということだったんです。

しかし、その後に、やはり、情報公開、個人情報

保護の方も、そちらはそちらで、逆に、個人情報保護の専門性が阻害される、こういった御意見があつて慎重に検討した結果、分けたということがあります。そして、総務省の中に行政不服審査会を設置することになりました。それは、二十年のときに、行政不服審査も九名でやるという、この規模は変わっていない。ただ、二つのものを一つにしようとしたのを分離して別々につくりましたから、見かけの数は二十四人から九人になった、こういうことだと思います。

それから、まさに、審理員が自己反省機能をきちんと発揮して、そこで処理できればいいわけがあります。しかし、中身ではなくてそのプロセスが正しいか、こういうようなことを第三者としてチェックすること、これは、チェック・アンド・バランスという意味においては必要ではないかという観点から第三者委員会というものをつくらせていただいているわけでありまして、これを無駄なものとならないようにしっかりと機能させていきたい、このように考えています。

○佐藤(正委員) それは二年後に実施されるわけですから、その件数等も今後しつかり見ていただいて、変えるべきものは変える。これは、九名置くことができるですから、基本的にはできるですから、置かなくていいという法律ですから、そこをしつかり指摘して、質問を終わります。

○高木委員長 次に、塩川鉄也君。

○塩川委員 日本共産党の塩川鉄也です。

行政不服審査法案について質問をいたします。関連して、財務省においていただきました。今回の不服申し立ての手続の見直しで、異議申し立てを廃止し、国税通則法などにおいては、新たに再調査の請求を置くということですが、それと、それとの関係で、三年前、二〇一一年に国税通則法の改正が行われて、税務調査の手続において、いわゆる再調査と言われるものが設けられるということになったと承知しております。

そこで、財務省にお尋ねいたしますが、この二〇一一年の法改正による国税通則法七十四条の十

一第六項について、簡単に御説明いただきたい。いわゆる再調査についてということでありまして。○岡田政府参考人 お答えをいたします。今委員御指摘のように、国税通則法の改正によりまして、調査の終了の際の手続が明確化をされております。

税務調査を行った結果、更正決定をする必要がないというときには、その旨を納税者に伝えましますし、仮に問題があるという場合には、納税者から修正申告が出るとか税務署の方で更正決定を打つというようなことで税務調査は終わります。しかし、税務調査が終了した後に、新しく得られた情報に照らして非違があると認めるときには、改めて質問検査等を行うことができるという規定が設けられました。

この場合の質問検査等については、既に調査を実施した納税者に対して、同一の税目、課税期間について改めて行うものであるということと、納税者等にもわかりやすいように、これを再調査と呼んでおります。

○塩川委員 調査の終了の際の手続を新たに明確化し、その中で、新たに得られた情報に照らし非違があると認められるときは質問検査ができるという規定として、これもいわゆる再調査と呼ぶというお話であります。

そこで、重ねてお尋ねしますが、やはり、今のお話にもありますように、この再調査というのが、国税通則法のいわば罰則付きの質問検査権が行使され得るものであるということでありまして、本来、行審法における権利救済の手続の再調査の請求と、税務調査のやり直しとしての再調査と、この文言が重なるわけですね。

そういう点では、申し立てをする納税者の人にしてみれば、非常に混同し得るという点でいうと、再調査ということでの質問検査権が行使されるような形にイメージもされるような再調査の請求とも受け取れかねない、こういった権利行使をちゅうちょせざるを得なくなるような状況も生まれかねないという点におきましては、再調査と

いう文言は法定化をされているわけじゃないわけ
です。誤解というのであれば、これをきっちり解
く上でも、私は、今回、再調査の請求という形で
法案では改めるわけですけども、通称で使って
いる税務調査の再調査という文言の方を直すとい
うこともあるんじゃないかと思うんですけども、
その点はいかがですか。

○岡田政府参考人 お答えをいたします。

今回の行政不服審査法の見直しに合わせまし
て、国税通則法の方においても、今では異議申し
立てという手続がございますけれども、これを再
調査の請求という名称にかえるということになり
ます。

再調査の請求自体は、不服申し立ての一類型と
しての名称でございます。再調査の請求があれば
処分庁は審査手続を行うものでございます。の
で、税務調査におけるいわゆる再調査とは明確に
異なるものであるということで、委員の方から、
混同されないようにしないといけない、こういう
御指摘かと思っております。

一方で、先ほど申し上げました税務調査におけ
る再調査という名称でございますけれども、確か
に法律用語ではございませんが、平成二十三年の
税制改正の議論の段階から一般に使われている用
語でございます。現在では、パンフレット等に
よりまして広く周知広報を行っている状況でござ
います。したがって、再調査という表現を変
更した場合には、何か税務手続の変更があつたの
かという形で納税者の方に混乱を引き起こすよう
な可能性も考慮しないといけないということでご
ざいます。

したがって、今回の改正法の施行によりまし
て現行の異議申し立てが再調査の請求に変更さ
れた際には、再調査の請求の趣旨が適切に理解さ
れ、また、税務調査における再調査と混同などが
生じることのないよう、適切な周知広報等に努め
てまいりたいと考えております。

○塩川委員 国税庁の方からいただいた、税務手
続についてというようなペーパーなんかで見て

も、税務調査の手続、その一番最後に再調査と出
てくるわけですけども、その下の欄が権利救済
手続なんですよ。そのところに、現行では異議
申し立てとなつていて、ここが今度、再調査
の請求となると、見た人は、この上下に再調査と
再調査の請求があるわけで、この関係というの
が、やはり当然誤解を招くようなものでありま
すし、私は、権利救済という意味でいうのであれ
ば、こういった、ちゅうちゅうする、ためらうこ
とになるような用語そのものをなくすべきだ。そ
ういう点でも、法文上明記されていない再調査の
方を改めるというのは当然選択肢としてもあり得
ると思っております。

あわせて、今回、法案でこういう形で出るわけ
ですから、大臣の方にお尋ねしますが、今、財務
省の方から答弁がありましたように、税務調査の
やり直しを再調査としているわけです。再調査
は、国税通則法の罰則付きの質問検査権が行使さ
れるもので、不服申し立ての手続である再調査の
請求と文言が同じになる。こうなると、結局、要
らぬ誤解を招くようなやり方という形も含めて、
納税者が不服申し立てをちゅうちゅうすることに
はしないのか。こういう点で、用語の見直しを
含めてしっかりと行っていくべきだと私は思いま
すが、その点、いかがでしょうか。

○新藤国務大臣 再調査の請求は、不服申し立
てが大量にある処分について、処分庁が、事実関係
を再び調査することにより簡易に処分を見直す手
続であり、その内容を適切にあらわすため、再調
査の請求、このようにしたわけであります。

これも、私も、いろいろと御指摘をいただいて
おりますので、これまでの検討のプロセスを少し
追っているんですけども、名称はいろいろ検討
されたわけであります。ほかに想定される案も
あつたわけであります。しかし、いろいろな案
の中で、紛れのない案として、法律上の用語とし
てもふさわしいというのが再調査の請求というこ
とになったということであります。

例えば、日税連が提案されたのは、処分見直し

の請求であります。また、日弁連は、再考の申し
立て、こういうような御提案があつたわけであり
ますが、処分の見直しを求める申し立てである審
査請求と紛れのおそれがある、こういう評価がご
ざいました。

なお、再調査の請求につきましては、一般法で
ある行政不服審査法に明確に位置づけられている
ということでもあります。また、このように国会等
で御審議いただき、誤解のないようにすべきであ
る、こういうことが誤解のない事態を招くことに
なると私は思います。御関心を持つていた
だいてそこをチェックしていただく。かつ、我々
は、それを紛れのないようにきちんと周知広報を
する、こういうことはやってまいりたいと思いま
す。

○塩川委員 紛れのない表現を選んだというん
で、税務調査のやり直しの再調査とまさに
紛れるような結果となつていくというのが現状
であるわけで、ここをやはりしっかりと、納税者
や国民の立場から必要な表現をとると、これが
求められているという点では、私は、国税庁に用
語の見直しを求めたいし、今回の法案でこういう
表現というのはやはり改めるべきだ。再調査の請
求という表現ではない、違う形で表現で行う。
前提として、異議申し立てをなくすということ
は、本来、自由選択の立場からとるべきものでは
ないということも申し添えて、再調査の請求の活
用を納税者がちゅうちゅうする懸念が拭えないとい
うことについて指摘をしておくものであります。
次に、不服申し立ての前置の見直しについてお
尋ねをいたします。

法務省においていただいておりますけれども、
一九六二年の行政事件訴訟法の制定時におきまし
て、この前置の見直しが図られました。不服申し
立て前置の法律を整理したわけであります。当
時、この不服申し立ての前置を置いた法律は、結
果として幾つになつたのか。あわせて、その際の
前置を置く妥当性の基準についてはどのようなも
のだったのかについて御説明をいただけますか。

○小野瀬政府参考人 お答えいたします。

行政事件訴訟法でございますけれども、その第
八条第一項本文におきまして、原則として行政処
分の取り消しの訴えと当該処分に対する審査請求
とを選択して申し立てることができるものとして
おりますが、この同項ただし書きにおきまして、
個別法によって不服申し立て前置とすることを許
容しております。

そして、この法律と合わせて制定されました、
行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等
に関する法律におきましては、約五十の個別法につ
きまして不服申し立て前置を定める規定を設ける
改正が行われたものと承知しております。

行政事件訴訟法の制定に際しましては、一つ
は、大量的に行われる処分であつて、不服申し立
てに対する裁決によって行政の統一を図る必要が
あるもの、また、専門技術的性質を有する処分、
そしてまた、不服申し立てに対する裁決が第三者
的機関によつてなされることになつていく処分、
これらのいずれか一つに該当するものについて、
不服申し立て前置を規定するものとするという議
論がされていくものと承知しております。

○塩川委員 行訴法が制定されたとき、整理をし
た時点で前置が残されたのが約五十本、その際の
前置を許容する基準については、大量に行われる
処分、専門技術的性質を有する処分、第三者的機
関によつてなされる、こういうことを挙げられま
した。

この行訴法制定以前の不服申し立ての前置、こ
れはどういうふうになつていったのかについても御
説明いただけますか。

○小野瀬政府参考人 行政事件訴訟法が制定され
る以前でございますが、行政事件訴訟特例法にお
きまして、行政庁に対する不服の申し立てができ
る場合には、正当な事由がない限り、これに対す
る裁決等を経た後でなければ、行政庁の処分の取
り消しまたは変更を求める訴えを提起することが
できないと定められておりまして、原則として行
政庁に対する不服申し立てを前置とする制度が採

用されていたものと承知しております。

○塩川委員 出訴に対する不服申し立ての前置が原則だった。それを百八十度転換して、出訴と不服申し立てを自由選択とするということを原則とするに転換をしたわけであります。

一九六二年の行訴法制定時の不服申し立ての前置を存置した法律が約五十本、それが、今回の見直しで見ますと、約百本にふえているわけであります。随分ふえたわけですが、この行訴法制定以後、前置がふえ続けた理由というのは何なのか、この点について誰がチェックしているのか、これは法務省と総務省と、それぞれお答えをいただけますか。

○上村政府参考人 昭和三十七年以降ということになりますけれども、それ以降提出された法案につきましては、先ほど法務省から御回答のありました三つのメルクマールに沿いまして、関係府省におきまして、前置とする必要があるかどうか、そのメルクマールに照らして検討し、国会の議決を経てそうした法律が制定されてきたものと考えております。

その結果といたしまして、先生御指摘のように、約百本、九十六本、今回見直したわけですが、ふえてきたというふうな背景だと思っております。

ついでに申しますと、ふえてきた背景といえますのは、やはり、近年の行政の複雑、高度化というものが背景にございまして、処分が大量になつてきた、大量に行われる処分がふえてきたというものですとか、専門技術的な処分がふえてきた、それから、そういう専門技術性の裏腹でもございまして、もう一つは、処分の公正性を担保する要請の高まりに加えて、第三者的機関がここに関与する必要があることによつて、そういうものが置かれて法律がふえてきたというところなんだろうと思っております。

○小野瀬政府参考人 行政事件訴訟法第八条第一項ただし書きに該当するものとして個別法が定められる場合でございまして、その合理性に

つきましては、基本的に、当該不服申し立て前置を定める個別法の所管省庁において十分に検討されるものと考えられますが、法務省といたしまして、そのような個別法の制定に際しましては、行政事件訴訟法を所管する立場から関係省庁と協議をしてまいりましたし、今後もしやういった立場から十分に協議してまいりたいと考えております。

○塩川委員 ふえてきたのは、複雑性、高度化している、処分もふえてきた、そういう趣旨の話もありましたけれども、これはこれで検証が必要だと思ひますが、誰がチェックするかというところで、そうしますと、前置を置くかどうかについては、そもそも所管省庁で検討されるものだし、しかし、当然、行訴法八条一項ただし書きの関係もありますので、法務省がそれに対して、例えば合意議ですとか、そういうふうな手続になつていて、そういうことでよろしいんですか。

○小野瀬政府参考人 先ほど申し上げましたとおり、個別法の制定に際しまして、行政事件訴訟法を所管する省庁といたしまして、この八条第一項本文、それから、ただし書きの趣旨を十分理解していただけるように協議してまいりたいものでございまして。

○塩川委員 つまり、前置を置くような法案が出てきたときには法務省がきちっと物を言うということになつていくということですね。

○小野瀬政府参考人 基本的には、個別法の所管省庁におかれまして十分に御検討されるものと考へられますが、この法律の所管省庁といたしまして、十分に私どもの方からも御意見を言うことがあつたということでございます。

○塩川委員 御意見を言うことがあつたということなんですけれども、要するに、御意見を言う、前置の入つた、そういう法案が出てきたらきちっと物を言う。結論はありますよ。しかし、物を言うというところははっきりしているということですか。

○小野瀬政府参考人 関係省庁との協議の場におきまして、法務省としての御意見を申し上げると

いうことでございます。

○塩川委員 前置が出るような法案があれば、必ず協議の場が設けられる、設けられてきたということですか。

○小野瀬政府参考人 過去のものをそれぞれについて今個別に確認しているわけではございませんが、恐らく、一般的には、行政事件訴訟法のただし書きの個別法でございまして、法務省も協議をしてまいつたというふうな理解しております。

○塩川委員 恐らくというのでよくわからないんですが、もとより疑問のところがあつたわけですが、しかし、法務省がやはり行訴法との関係ではしっかりと見ていくという立場にあるというお話ではあると思ひますので、そういう点で、なぜふえ続けたのかということについてのしっかりとした検証というのを法務省を中心に行つていただきたいというふうな思ひわけでありまして。

それで、今回、前置を見直しました。その見直した基準がどのようなものか、この点について、行訴法制定時のメルクマールとの違いも含めて御説明をいただけますか。

○上村政府参考人 行訴法制定時のメルクマールは、先ほど法務省の方から御答弁がございましたけれども、まず第一点目が、大量的に行われる処分であるということでございます。これによつて、裁決等によつて行政の統一を図る必要があるもの、こういったものだというふうな理解しております。

今回は、大量の不服申し立てがあるものと、処分ではなくて申し立てに変更してございます。

これは、一つには、当然でございまして、処分が大量であつても、必ずしも申し立て自体が大量であるとは限らない。それから、裁決段階で行政の統一を図るというよりは、行政手続法の制定もそうなんです、昨今の事前手続重視の流れの中からは申しますが、処分段階で確保していった方がいいのではないかということもございまして、この第一点目に関しましては、大量の不服申し立て

がありまして、大量と申しますのはおおむね千件でございまして、直ちに訴訟されると裁判所の負担が大きくなる、こういったものにするということです。これが変更の一点目でございます。

それから、当時のメルクマールはあと二つございまして、一つが、専門技術的性質を有する処分、それからもう一つが、裁決が第三者機関によつてなされているもの、この二つでございまして。

しかし、専門技術性といひましても、具体的にどのようなものであるか、何をもちて専門技術性を有するかというのはなかなか判断の基準としては難しいということがございます。それから、単に、第三者機関が判断をする、裁決をするということだけをもちて、では、裁判との関係におきまして、訴訟期間の短縮なり、ひいては国民の権利利益の向上に資するか、そちらの方がよりよいのだということも必ずしも言えないという論点がございました。

こうしたことを踏まえまして、あとの二点をまとめて申し上げまして、第三者的機関が高度に専門技術的な判断を行う場合、これは医学的な場合とかを念頭に置いているわけですが、そうしたことによつて裁判所の負担が軽減されると考へられる場合に限つて今回は前置を残すこととした、これが第二のメルクマールになつてまいりました。したがいまし、行訴法制定当時のあとの二つを一つにまとめたメルクマールになつていくというところでございます。

今回、新たにもう一つメルクマールをつけ加えておりますが、これは、不服申し立ての手続に一定審代替性があるものでございまして。

すなわち、裁決後に地裁を経ずに直接高裁に提訴できるもの、これは、全体として裁判の長期化を防ぎまして、国民の手続負担の軽減が図られることになつたので、こうしたものは存置する。これを三つ目のメルクマールとした、こういうことでございまして。

○塩川委員 大量性と第三者的機関と一審代替性、もちろん、地方議会への諮問などの理由での

特別な事情というのは、これはこれとしてあるんだと思いますが、そういった三つの整理に基づいて行われたということです。

この大量性なんですけれども、処分ではなくて不服申し立てに着目というのはわかります。一千件というのは一つの目安ということですけれども、同時に、裁判所の負担が大きくなるというのが本当に理由として適切なのかなというの思うわけです。

国民の権利救済、これを保障するという観点です。それから、当然そういう点では出訴もあるでしょうし、不服申し立てというのを選べるという点でいえば、どちらでも自由に選択しようというのが基本であるわけで、その負担が行政の方で大きい司法の方で大きいという点については、国全体の中で国民が判断することであらうと思っております。

その上で、大量性というのを具体的に拾ってきますと、大量性という理由で前置を存置しているというのは、例えば税ですとね、国税、地方税ですと、あと、社会保険関係で、医療や介護や年金があります。また、労働保険関係、労災や失業などもありますし、あとは生活保護とか。そういう点でいえば、まさに国民生活に深くかかわる分野についての権利救済にかかわる部分に前置が置かれていてということになるわけです。

これまではほとんどが二重前置でしたから、これを見直して一重にしましたというのは、これはこれで半歩前進だと思えますけれども、だったら、そもそも前置そのものをなくすということも踏み込んで考える必要があるんじゃないのか。

そういう点でも、大臣にお尋ねいたしますが、今回の不服申し立て前置の見直しの基準について、全体としての見直しが必要なんじゃないのか、特に大量性のところについては、権利救済という立場からいっても、もう一歩踏み込んだ見直しをすることが必要なんじゃないのか、こういうふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

○新藤国務大臣 まさに五十年ぶりにこの不服申し

立て前置に係るメルクマールも見直したわけがあります。そして、不服申し立て前置そのものの見直しも行うということでございまして、九十六法律を洗い直した結果、六十八法律については前置を廃止、縮小、特に二重前置は全て解消したということでもあります。

今のような御指摘も踏まえた上で、今後、このメルクマールは、不服申し立て前置に関する基本的な原則として適用されるわけでありまして、したがって、総務省としては、この原則に反した不服申し立て前置が定められることのないように、政府内の法案立案プロセスにおいては、しっかりと対応してまいりたい、このように考えております。

○塩川委員 見直したメルクマールで今後きつとチェックをしていくという話ですけれども、このメルクマールそのものをもう一歩踏み込んで考え直す考えはないのかということなんです。ですから、大量性というのが、具体的に一つ一つの法律を見ていけば、まさに国民生活に直結するようなところばかりです。だからこそ、そういう意味では大量性と言われるように訴えも多いうということでもあるわけで、その点について、本来は、出訴もできるし不服申し立ても選べるよと、自由選択という基本に立つて考えるわけで、二重を一重にしたからよしとするという点では、これはやはり権利救済の立場からも不十分じゃないのか。もう一歩踏み込んで、この点、前置を解消するという点についてももう少しと考えるお考えはないのか。そこはいかがですか。

○新藤国務大臣 このメルクマールがそもそも基本的な原則であります、指標ですね。この大量というの、どの程度をもって大量とするかは、おむね一千件ということでありまして、ですから、あとはその事案の内容によって適切な対応がなされるものだと思いますし、メルクマール、今回統一の指標として定めましたから、それらを使ってどういうふうな運用がなされていくか、そして国民の権利救済や出訴の権利がきちんと維持できるかどうか、そういったものを踏まえて、総合的なチェックが必要なのであります。まずは運用して、適切な状態をつくっていきたい、このように考えております。

○塩川委員 メルクマール自身は、何らかのオーソライズされている形のもの、当然、法定化はされておられませんし、その意味では一定程度、緩いといえますか、かつちりしたものにはなっていないわけですか。ですから、これはこれとして参考にしていくということですが、私は見直しが必要だと思えます。

今後どうしていくかというお話をされました。しっかりと見ていくということなんですけれども、その点で、これまでは、少なくとも行訴法との関係で法務省が見てきましたという立場だったわけです。それもきちつとやっていただくかどうかはちよつと検証が必要だと思えますけれども、今後はどうなんでしょうか。今後前置をふやさないための手だてというのは、法務省だけではなくて、行審法の議論もあつたんですから、総務省もかわつていくということになるんでしょうか。この点はどうでしょうか。

○新藤国務大臣 それは一番最初に御答弁申し上げましたが、総務省といたしまして、こういった政府内の法案立案プロセスにおきましては関心を持ってまた対応していきたい、このように考えております。

○塩川委員 法務省はもちろん、行訴法の立場もあるでしょうし。ただ、行審法の中では、直接的には前置に係る規定というのはないんですよ。ただ、今回、前政権のときの見直しというの引き継いだ形で行われている行審法の議論だったわけですから、そういう意味では、こういう形で、前置を見直したということ自身の前進方向というのには理解をいたします。

今後どうするかという点について、法律上の根拠がないという点だとなかなか難しい。特に、そうすると、メルクマールそのものも法的な根拠がない格好で置かれているということになるんじゃないのかと思うんです。そういう点で、法務省の方は直接メルクマールづくりにかわつていない、総務省の方はメルクマールについての法的な根拠を持っていない、これで大丈夫なのかという思いがあるんですけれども、いかがですか。

○新藤国務大臣 まず、そういう以前に、五十年ぶりに見直したわけでありまして、これからそれを運用していくということでもありますから、運用が始まる段階で、この次どうするのですか、こういう御心配があるとするならば、そういったものも踏まえて、まずは適切な運用を心がける。その中から実態に応じてさまざまな研究が行われていくし、法案の立案プロセスにおいても私たちも関心を持っていく、こういうことを申し上げていくわけでありまして、しっかりと対応できるようにしていきたいと思えます。

○塩川委員 そういうふうな役所内でちゃんとチェックしますよという合意みたいな、覚書ですとか何らかの了解事項とか、そういうのを少なくとも設けるという考えはないですか。

○新藤国務大臣 まず始めてから、運用して、運用した上で、その上で、我々はさまざまな検討をなさなければいけない、このように思っております。

○高木委員長 塩川君、申し合わせの時間が来ています。

○塩川委員 五十年ぶりといって、次の改正が、まあ、五年後の見直しの修正もあるそうだけれども、そのときには何らか見えるものがあるんじゃないか。しっかりとした対応を求めて、質問を終わります。

○高木委員長 ただいま議題となつております各案中、内閣提出、行政不服審査法案、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び行政手続法の一部を改正する法律案に対する質疑は終局いたしました。

次回は、来る二十日火曜日午前九時二十分理事會、午前九時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時四分散会